

平成18年第1回那須塩原市議会定例会

議事日程（第1号）

平成18年3月3日（金曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
(議会運営委員長報告・質疑)
- 日程第 3 同意第 1号 人権擁護委員の候補者の推薦について
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第 4 同意第 2号 那須塩原市教育委員会委員の任命について
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第 5 報告第 1号 専決処分の報告について〔契約額の変更について〕
(報告)
- 日程第 6 報告第 2号 専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解について〕
(報告)
- 日程第 7 報告第 3号 専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解について〕
(報告)
- 日程第 8 報告第 4号 専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解について〕
(報告)
- 日程第 9 報告第 5号 専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解について〕
(報告)
- 日程第10 報告第 6号 専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解について〕
(報告)
- 日程第11 報告第 7号 専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解について〕
(報告)
- 日程第12 議案第17号 平成17年度那須塩原市一般会計補正予算（第6号）
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第13 議案第18号 平成17年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第14 議案第19号 平成17年度那須塩原市老人保健特別会計補正予算（第3号）
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第15 議案第20号 平成17年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第3号）
(提案説明、質疑、討論、採決)

- 日程第16 議案第21号 平成17年度那須塩原市板室本村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
（提案説明、質疑、討論、採決）
- 日程第17 議案第22号 平成17年度那須塩原市板室温泉簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
（提案説明、質疑、討論、採決）
- 日程第18 議案第23号 平成17年度那須塩原市西塩簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
（提案説明、質疑、討論、採決）
- 日程第19 議案第24号 平成17年度那須塩原市下水道事業特別会計補正予算（第5号）
（提案説明、質疑、討論、採決）
- 日程第20 議案第25号 平成17年度那須塩原市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
（提案説明、質疑、討論、採決）
- 日程第21 議案第26号 平成17年度那須塩原市西那須野水道事業会計補正予算（第3号）
（提案説明、質疑、討論、採決）
- 日程第22 議案第27号 平成17年度那須塩原市塩原水道事業会計補正予算（第3号）
（提案説明、質疑、討論、採決）
- 日程第23 議案第48号 那須塩原市公の施設の指定管理者の指定について
（提案説明、質疑、討論、採決）
- 日程第24 議案第49号 財産の取得について〔三島学校給食共同調理場（仮称）改築事業に伴う用地〕
（提案説明、質疑、討論、採決）
- 日程第25 議案第52号 那須地区広域行政事務組合理約の変更について
（提案説明、質疑、討論、採決）
- 日程第26 議案第53号 黒磯那須消防組合理約の変更について
（提案説明、質疑、討論、採決）
- 日程第27 議案第54号 大田原地区広域消防組合を組織する地方公共団体の数の減少及び大田原地区広域消防組合理約の変更について
（提案説明、質疑、討論、採決）
- 日程第28 議案第55号 黒磯那須公設地方卸売市場事務組合理約の変更について
（提案説明、質疑、討論、採決）
- 日程第29 議案第56号 栃木県市町村消防災害補償等組合の解散について
（提案説明、質疑、討論、採決）
- 日程第30 議案第57号 栃木県市町村消防災害補償等組合の解散に伴う財産処分について
（提案説明、質疑、討論、採決）
- 日程第31 議案第58号 栃木県市町村職員退職手当組合の解散について
（提案説明、質疑、討論、採決）
- 日程第32 議案第59号 栃木県市町村職員退職手当組合の解散に伴う財産処分について
（提案説明、質疑、討論、採決）

- 日程第 3 3 議案第 6 0 号 栃木県自治会館管理組合の解散について
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第 3 4 議案第 6 1 号 栃木県自治会館管理組合の解散に伴う財産処分について
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第 3 5 議案第 6 2 号 栃木県市町村総合事務組合の設立について
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第 3 6 議案第 2 8 号 那須塩原市国民保護協議会条例の制定について
(提案説明)
- 日程第 3 7 議案第 2 9 号 那須塩原市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について
(提案説明)
- 日程第 3 8 議案第 3 0 号 那須塩原市障害者自立支援審査会の委員の定数等を定める条例の制定について
(提案説明)
- 日程第 3 9 議案第 3 1 号 那須塩原市堆肥センター条例の制定について
(提案説明)
- 日程第 4 0 議案第 3 2 号 那須塩原市温泉公園条例の制定について
(提案説明)
- 日程第 4 1 議案第 3 3 号 地方自治法改正に伴う関係条例の整備等について
(提案説明)
- 日程第 4 2 議案第 3 4 号 那須塩原市防災会議条例の一部改正について
(提案説明)
- 日程第 4 3 議案第 3 5 号 那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
(提案説明)
- 日程第 4 4 議案第 3 6 号 那須塩原市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
(提案説明)
- 日程第 4 5 議案第 3 7 号 那須塩原市職員互助会条例の一部改正について
(提案説明)
- 日程第 4 6 議案第 3 8 号 那須塩原市福祉事務所設置条例の一部改正について
(提案説明)
- 日程第 4 7 議案第 3 9 号 那須塩原市乳幼児医療費助成に関する条例の一部改正について
(提案説明)
- 日程第 4 8 議案第 4 0 号 那須塩原市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について
(提案説明)
- 日程第 4 9 議案第 4 1 号 那須塩原市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部改正について

(提案説明)

日程第 5 0 議案第 4 2 号 那須塩原市介護保険条例の一部改正について

(提案説明)

日程第 5 1 議案第 4 3 号 那須塩原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正について

(提案説明)

日程第 5 2 議案第 4 4 号 那須塩原市都市公園条例の一部改正について

(提案説明)

日程第 5 3 議案第 4 5 号 那須塩原市商工振興協議会条例の一部改正について

(提案説明)

日程第 5 4 議案第 4 6 号 那須塩原市公民館条例及び那須塩原市図書館条例の一部改正について

(提案説明)

日程第 5 5 議案第 4 7 号 那須塩原市生涯スポーツセンター条例の廃止について

(提案説明)

日程第 5 6 議案第 1 号 平成 1 8 年度那須塩原市一般会計予算

(提案説明)

日程第 5 7 議案第 2 号 平成 1 8 年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算

(提案説明)

日程第 5 8 議案第 3 号 平成 1 8 年度那須塩原市老人保健特別会計予算

(提案説明)

日程第 5 9 議案第 4 号 平成 1 8 年度那須塩原市介護保険特別会計予算

(提案説明)

日程第 6 0 議案第 5 号 平成 1 8 年度那須塩原市板室本村簡易水道事業特別会計予算

(提案説明)

日程第 6 1 議案第 6 号 平成 1 8 年度那須塩原市板室温泉簡易水道事業特別会計予算

(提案説明)

日程第 6 2 議案第 7 号 平成 1 8 年度那須塩原市西塩簡易水道事業特別会計予算

(提案説明)

日程第 6 3 議案第 8 号 平成 1 8 年度那須塩原市下水道事業特別会計予算

(提案説明)

日程第 6 4 議案第 9 号 平成 1 8 年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計予算

(提案説明)

日程第 6 5 議案第 1 0 号 平成 1 8 年度那須塩原市土地区画整理事業特別会計予算

(提案説明)

日程第 6 6 議案第 1 1 号 平成 1 8 年度那須塩原市公共用地先行取得事業特別会計予算

(提案説明)

日程第 6 7 議案第 1 2 号 平成 1 8 年度那須塩原市温泉事業特別会計予算

(提案説明)

日程第 6 8 議案第 1 3 号 平成 1 8 年度那須塩原市墓地事業特別会計予算

(提案説明)

日程第 6 9 議案第 1 4 号 平成 1 8 年度那須塩原市黒磯水道事業会計予算

(提案説明)

日程第 7 0 議案第 1 5 号 平成 1 8 年度那須塩原市西那須野水道事業会計予算

(提案説明)

日程第 7 1 議案第 1 6 号 平成 1 8 年度那須塩原市塩原水道事業会計予算

(提案説明)

日程第 7 2 議案第 5 0 号 訴えの提起について

(提案説明)

日程第 7 3 議案第 5 1 号 市道路線の認定について

(提案説明)

出席議員（32名）

1番	岡本真芳君	2番	岡部瑞穂君
3番	眞壁俊郎君	4番	阿部寿一君
5番	高久好一君	6番	鈴木紀君
7番	磯飛清君	8番	東泉富士夫君
9番	高久武男君	10番	平山啓子君
11番	木下幸英君	12番	早乙女順子君
13番	渡邊穰君	14番	玉野宏君
15番	石川英男君	16番	吉成伸一君
17番	中村芳隆君	18番	君島一郎君
19番	関谷暢之君	20番	水戸滋君
21番	山本はるひ君	22番	相馬司君
23番	若松東征君	24番	植木弘行君
25番	相馬義一君	26番	菊地弘明君
27番	平山英君	28番	人見菊一君
29番	齋藤寿一君	30番	金子哲也君
31番	松原勇君	32番	室井俊吾君

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

市長	栗川仁君	助役	坪山和郎君
収入役	折井正幸君	教育長	渡辺民彦君
企画部長	松下昇君	総合政策室長	山田勉君
企画情報課長	高藤昭夫君	総務部長	君島寛君
総務課長	平山照夫君	財政課長	松本睦男君
生活環境部長	相馬力君	生活環境調整班長	高塩富男君
市民福祉部長	田辺茂君	福祉事務所長	大田原稔君
市民福祉調整班長	向井明君	産業観光部長	田代仁君
産業観光調整班長	臼井好明君	建設部長	君島富夫君
建設調整班長	益子和則君	水道部長	君島良一君
水道課長(黒)	金沢郁夫君	教育部長	千本木武則君

教育総務課長	田	代	哲	夫	君	選管・監査・ 固定資産評 価委員会 事務局長	織	田	哲	徳	君
農業委員会 事務局長	八	木	源	一	君	西那須野 支所長	田	口		勇	君
塩原支所長	櫻	岡	定	男	君						

本会議に出席した事務局職員

議会事務局長	渡	部	義	美	議事課長	石	井		博
議事調査係長	斉	藤	兼	次	議事調査係	渡	邊	静	雄
議事調査係	福	田	博	昭					

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（高久武男君） おはようございます。

本日招集になりました平成18年第1回那須塩原市議会定例会は、議員各位のご参集をいただき、ここに開会の運びとなりました。

本定例会には、市長提出として71件の議案が提出されることになっております。議員各位には、慎重に審議を尽くされ、また、議会運営につきましても特段のご協力をお願い申し上げまして、開会のあいさつといたします。

ただいまから平成18年第1回那須塩原市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は32名であります。



◎議事日程の報告

○議長（高久武男君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。



◎会議録署名議員の指名

○議長（高久武男君） 日程第1、会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員に

12番 早乙女 順 子 君

13番 渡 邊 穰 君

を指名いたします。



◎市長あいさつ

○議長（高久武男君） 市長からあいさつがあります。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） おはようございます。

昨日の新聞報道で既にご承知かと思いますが、那須ナンバーにつきましては、昨年7月に選定されたところでありますが、一昨日、国土交通省から導入時期について公表があり、那須ナンバーが10月10日に導入されることが決定いたしました。早々の導入時期が決まり、うれしく思っております。当那須地域の振興はもとより、交通マナーの向上にも寄与してくれるものと期待をいたしているところです。

それでは、開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、平成18年第1回那須塩原市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さんには何かとお忙しい中ご参集を賜り、誠にありがとうございます。

平成18年度の当初予算を提案いたします議会の開会でありますので、この機会に、那須塩原市長として就任2年目の市政運営についての所信を申し述べますとともに、平成18年度予算編成の方針についても申し述べ、議員各位並びに市民の皆さんのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

現在の我が国は、急速な少子・高齢化、高度情報化、経済社会のグローバル化の進展等、これまで経験したことのない状況が続いております。政府は、景気は緩やかに回復し、踊り場的な状況を脱しているとの判断を示しているものの、身近には景気回復の実感がなかなか伝わってこない状況にあります。

平成17年度に、既に我が国の人口減少が始まっ

たという報道もあり、社会全体に将来に対する不安感が広がっており、加えて市民生活に直結する地方行政の役割も多様化、高度化している中、地方行財政の根幹にかかわる三位一体の改革の先行きは不透明な状況にあります。

また、国のスタンスは、地方の全地域を等しく押し上げていく施策から、各地域がそれぞれ独立的に発展していく時代に対応した政策に転換をしてきております。しかし、このような状況に手をこまねくことなく、虚心坦懐に市民の声を聞き、状況に応じて国・県に改革を働きかけながら、11万5,000の市民の側に軸足を置いた施策を着実に実施することが重要であると考えております。

そのためには、徹底した行財政改革を推進するとともに、限られた財源の中、重点的かつ効率的な施策の展開を図っていくことが肝要であると考えております。

市民の意向を尊重し、議会の意見を伺いながら、また、職員と十分に議論を交え、先頭に立って粉骨砕身改革を進めてまいる決意であります。

2年目の市政運営に当たっての基本姿勢を申し述べます。

第1は、絶えず市民の目線に立つこと、第2に、公正で公平な市政運営を行うこと、第3に、市民の一体感の醸成に努めること、第4に、市民の声に耳を傾け、地域資源を生かしていくこと。そして、安全で安心して暮らせるまちづくりに全力で取り組む所存であります。

次に、施策の基本的な考え方ではありますが、平成18年度も引き続き、平成17年度に申し述べましたとおり、合併後の那須塩原市が基本構想を策定することについて、旧3市町が合併前の判断材料とした新市建設計画を尊重し、その趣旨、内容等を生かした形で、個性を生かしたまちづくりの推進、住民参加による協働のまちづくりの推進、将

来に向けたステップアップのための基礎づくりの推進、行財政運営の効率化によるまちづくりの推進をよりどころといたしまして、将来都市像である「人と自然がふれあう やすらぎのまち 那須塩原市」の実現を目指して、これまでと同様に、社会資本の整備、福祉、教育、産業、環境、行財政の各分野に誠実に取り組むことが私に課せられた使命であると思っております。

続きまして、平成18年度の予算編成に当たりましての基本的な考え方を申し上げます。

平成18年度の当初予算は、新たなまちづくりの指針となる総合計画が策定途上であるため、平成17年度当初予算同様、新市建設計画にある事務事業を履行することとなります。

このことから、平成18年度の当初予算は、新市建設計画を着実に実施する。行財政改革大綱及び集中行財政改革プランを履行する。既に着手している継続事業の早期完成に努める。17年度予算で計画策定した事業の具現化を図る。子供の安全対策、耐震対策など当面の懸案を解決する。

これらを踏まえまして、安心・安全を掲げ、平成17年度に芽吹いた芽を育成するための予算とすることを基本に、17年度の3月補正とあわせて、「安心・安全13か月予算」として編成をいたしました。

なお、現在、新市の視点から再度論議をし、多くの市民の皆さんのご協力をいただきながら、那須塩原市としての総合計画、いわゆる長期振興計画を策定中であります。平成18年度には確定を完了させ、平成19年度から10年間の市政運営の指針といたしたいと考えております。

策定する総合計画では、本市の将来をどのようなものにしたいのかという方向性を定め、その実現に向けて市民ともに取り組む仕組みや主な施策、事業を示したいと思っております。

議員各位と市民の皆さんのご理解を得ながら、那須塩原市の礎を着実に積み重ねてまいりたいと考えております。

以上、2年目の市政を担当するに当たっての所信表明といたします。

次に、今回の定例会の提案いたします議案について申し上げます。

今回、ご提案を申し上げます議案は、人事案件として、人権擁護委員の候補者の推薦について並びに教育委員会委員の任命についてのほか、平成18年度の当初予算案件が16件、平成17年度の補正予算案件が11件、条例の制定、一部改正案件をあわせて20件、一部事務組合の規約の変更等の協議が11件、その他の案件が4件、専決処分の報告案件が7件で、合計71件であります。

内容につきましては、この後の提案説明の中で詳細を申し上げますが、行政執行上、いずれも重要な案件でありますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いを申し上げます、開会に当たりましてのごあいさつといたします。

よろしくお願いいたします。

○議長（高久武男君） 市長のあいさつが終わりました。

—————◇—————

◎会期の決定

○議長（高久武男君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会に先立ち、議会運営委員会が開催されております。議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、26番、菊地弘明君。

〔議会運営委員長 菊地弘明君登壇〕

○議会運営委員長（菊地弘明君） 皆さん、おはようございます。

議会運営委員会のご報告を申し上げます。

本定例会における会期の日程、議案の取り扱い、その他議会運営上必要な事項を協議するため、去る2月24日午前10時より第4委員会室において、委員全員、正副議長、市長以下執行部関係者出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました、

まず、本定例会の会期について申し上げます。

会期については、本日3月3日より3月22日までの20日間といたします。会期内容の日程の詳細については、配付された会期日程表のとおりといたします。

本定例会に提出される案件は、市長提出議案として人事案件2件、当初予算案件16件、補正予算案11件、条例案20件、その他の案件15件、報告7件の計71件であります。

議案の取り扱いについてであります。同意第1号、同意第2号、議案第17号から議案第27号まで、議案第48号、議案第49号及び議案第52号から議案第62号までのあわせて26件については、即決扱いといたします。

即決案件26件と報告7件を除く38件については、関係常任委員会に付託をし、審査を行うことといたします。

次に、追加議案について申し上げます。

議員提出による追加議案として、この後述べる陳情の審議いかんによっては意見書の提出が予定されますが、その際には即決扱いといたします。

議案に対する質疑は、同一議題につき1人3回まで、時間は15分以内で、連続して行うことといたします。

討論は、同一議題につき賛成、反対それぞれ5人まで、時間は1人10分以内といたします。

次に、会派代表質問・市政一般質問について申し上げます。

会派代表質問は、質問回数の制限はなく、質問の1回目に通告したすべての項目を行うこととし

ます。また、質問時間は1会派40分以内とし、その残時間については、所属議員による関連質問が行えることといたします。質問通告会派は5会派で、日程上、3月6日に行うことといたします。

市政一般質問は、質問回数の制限はなく、時間は1人40分以内とし、1回目の質問に通告したすべての項目を行うことといたします。質問通告者は9名であり、日程上、3月8日に5名、10日に4名の2日間といたします。

最後に、請願・陳情について申し上げます。

新規に受理した陳情が5件と継続審査となっている陳情が1件ございますが、これらは配付された請願・陳情等文書表のとおり関係常任委員会に付託をし、審査を行うことといたします。

以上が議会運営委員会における審議の結果であります。

議員各位におかれましては、円滑な議会運営にご協力をくださいますようお願いを申し上げます、報告といたします。

○議長（高久武男君） 報告が終わりました。

ただいまの報告について質疑を許します。

12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） 議運のところで、今回の日程のところで即決議案とした中の一つとして、議案第48号 那須塩原市公の施設の指定管理者の指定について、これを即決とするには、きょうの質疑をしまして、それで判断をするには、時間的にはもう少し審議をしてから結論を出すという手順を踏むべきだというふうに私自体は考えたんですけども、48号を即決とした理由を、私も議会運営委員会を傍聴していたんですけども、なぜこれを即決にしなければならないかというところが、私ははっきりわからなかったんですけども、なぜだったのか説明をしていただけるでしょうか。

○議長（高久武男君） 議会運営委員長、26番、菊地弘明君。

○議会運営委員長（菊地弘明君） ただいまの件につきましては、委員会におきましてそのような質疑等は出ておりません。ただいま報告したとおりのことで、皆さん了承をしております。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） 私も傍聴してしまっていて、なぜこれを即決でしていただきたいというふうに、執行機関の方からこれとこれとこれは即決でやっていただきたいということで、私は理由を聞き逃したのか、傍聴してはいたんですけども、もし聞き逃していたならばそれを聞かせていただけないかということで、今、質疑をしたわけなんですけれども、もし私が聞き逃さずに、執行機関としても先ほど述べたものは即決とさせていただきたいという、なぜ即決にさせていただきたいと言ったのか、理由なく即決としたのかどうかということを確認をさせてください。

○議長（高久武男君） 26番、菊地弘明君。

○議会運営委員長（菊地弘明君） ただいまもお答えいたしましたように、そのような点についてのご質疑等は、委員よりありませんでした。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） 委員からそういうような質疑がなかったというのは、私はいたのでもなかったんですけども、執行機関から即決としたという理由を皆さんは聞かれたかどうか。でなければ、もうある意味、執行機関がこれは即決としたいというふうに言えば即決となってしまうのか。その辺は確認をなさらずに了承したということの認識でよろしいんですね。質疑がなかったということはそういうことだというふうに理解して

よろしいでしょうか。

○議長（高久武男君） 26番、菊地弘明君。

○議会運営委員長（菊地弘明君） 即決にした議案につきましても、委員の皆さんがそういうことで、即決でよろしいという認識のもとにそういう判断をしたというふうに、私自身は思っております。以上でございます。

○議長（高久武男君） 他にございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） ないようでございますので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議ないようでございますので、採決いたします。

本定例会の会期は、本日から3月22日までの20日間とし、議案の取り扱い等についても議会運営委員長報告のとおりとすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高久武男君） 起立多数。

よって、議会運営委員長報告のとおりと決しました。

—————◇—————

○議長（高久武男君） お諮りいたします。

本定例会における議案上程の際の議案朗読は省略いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議ありませんので、本定例会における議案上程の際の議案朗読は省略いたします。

—————◇—————

◎同意第1号の上程、説明、質疑、

討論、採決

○議長（高久武男君） 次に、日程第3、同意第1号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） 同意第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について、提案の説明を申し上げます。

本案は、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るため、本市における人権擁護委員の推薦について、人権擁護委員法の規定に基づき、議会の同意を求めます。

今回、委員13名のうち4名が平成18年6月30日をもって任期満了になることに伴いまして、佐久間洋子委員、河原啓子委員、市川理委員を再任として推薦するものであります。

また、白井弥太郎委員が退任することに伴い、柳田章子氏を後任として推薦いたします。柳田章子氏は、東那須野地区婦人会役員として現在活躍をしておられ、地域での人望も厚く、人権擁護委員としてふさわしい方と確信し、推薦するものであります。

よろしくご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高久武男君） 説明が終わりました。

本案について質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

同意第1号については、原案のとおり同意することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、同意第1号については原案のとおり同意することに決しました。



◎同意第2号の上程、説明、質疑、
討論、採決

○議長（高久武男君） 次に、日程第4、同意第2号 那須塩原市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） 同意第2号 教育委員会委員の任命について、提案の説明を申し上げます。

本案は、教育委員会委員であります白井祥朗委員が3月23日をもって任期満了になることに伴い、引き続き教育委員として任命するため、議会の同意を求めるものであります。

今日の教育行政は、不登校対策、学校の危機管理対策など多くの課題を抱え、また、心の教育の推進に当たっても学校、家庭、地域が一体となって推進していくことが求められております。

白井氏は、教育委員に就任以来、教育振興のため誠心誠意ご尽力をいただいております、教育委員としての経験と実績からも、引き続き教育行政を担っていただくにふさわしい方と考え、ご提案を申し上げるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高久武男君） 説明が終わりました。

本案について質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 討論はないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

同意第2号については、原案のとおり同意することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、同意第2号については原案のとおり同意することに決しました。



◎報告第1号～報告第7号の上程、
説明

○議長（高久武男君） 次に、お諮りいたします。

日程第5、報告第1号 専決処分の報告について

てから日程第11、報告第7号 専決処分の報告についてまでの7件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、報告第1号から報告第7号までの7件を一括議題といたします。

本案について報告説明を求めます。

助役。

○助役（坪山和郎君） 日程第5、報告第1号から日程第11、報告第7号まで一括してご報告申し上げます。

報告第1号 専決処分の報告につきましては、さきの議会において議決をいただきました業務委託契約について、契約金額の変更が必要となりましたため、地方自治法の規定に基づき専決処分をいたしましたので、ご報告をするものであります。

契約の変更内容につきましては、受託者となるエヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社が請負業者を選定した際、工事費が133万3,500円安価となったため、市との施行協定額を変更したものであります。

次の報告第2号につきましては、地方自治法の規定に基づき損害賠償の額の決定及び和解について専決処分をいたしましたので、ご報告をするものであります。

本件は、平成17年12月18日、関谷地内で発生した消防用ホースによる物損事故に関し、損害賠償の額を決定し和解したものであります。

事故の状況につきましては、塩原消防団第4分団第1部消防詰所わきのホース乾燥塔に干してあった消防用ホースが突風にあおられたことにより、隣地住宅の屋根を破損したものであります。

両者協議の結果、市側100%の過失割合で示談が成立し、市から相手方に損害賠償金5万6,700

円を支払い、今後この件に関し双方とも異議を申し立てないことで和解が成立いたしました。

次の報告第3号につきましても、地方自治法の規定に基づき損害賠償の額の決定及び和解について専決処分をいたしましたので、ご報告をするものであります。

本件は、平成17年11月7日、あたご町地内の交差点において発生した交通事故による車両の損害に関し、損害賠償の額を決定し和解したものであります。

事故の状況につきましては、公用車で交差点を通過しようとした際、交差点内に進入してきた相手方車両と衝突したものであります。

両者協議の結果、市側35%、相手方65%の過失割合で示談が成立し、市から相手方に損害賠償金5万8,020円を支払い、今後、この件に関し双方とも異議を申し立てないことで和解が成立いたしました。

次の報告第4号につきましても、地方自治法の規定に基づき損害賠償の額の決定及び和解について専決処分をいたしましたので、ご報告するものであります。

本件は、平成17年7月5日、小結地内の市道黒磯西岩崎線において発生した車両の物損事故に関し、損害賠償の額を決定し和解したものであります。

事故の状況につきましては、道路上に発生した穴に通行中の車両左後輪が落ち、ホイールを損傷したものであります。

両者協議の結果、市側50%、相手方50%の過失割合で示談が成立し、市から相手方に損害賠償額2万6,513円を支払い、今後この件に関し双方とも異議を申し立てないことで和解が成立いたしました。

次の報告第5号につきましても、地方自治法の

規定に基づき損害賠償の額の決定及び和解について専決処分をいたしましたので、ご報告するものであります。

本件は、平成17年12月28日、塩原地内で発生した市所有車両による物損事故に関し、損害賠償の額を決定し和解したものであります。

事故の状況につきましては、市所有車両が圧雪による凍結箇所の除雪作業中に、車両後部を街路灯に接触させ損傷したものであります。

両者協議の結果、市側100%の過失割合で示談が成立し、市から相手方に損害賠償金39万9,945円を支払い、今後、この件に関し双方とも異議を申し立てないことで和解が成立いたしました。

次の報告第6号につきましても、地方自治法の規定に基づき損害賠償の額の決定及び和解について専決処分をいたしましたので、ご報告するものであります。

本件は、平成17年11月16日、西原町地内の国道4号において発生した交通事故に関し、損害賠償の額を決定し和解したものであります。

事故の状況につきましては、渋滞中の道路で公用車を運転中、前方車両が減速したことに気づくのがおくれたため追突し、車両の破損に加え、その運転者及び同車者に軽傷を負わせたものであります。

両者協議の結果、市側100%の過失割合で示談が成立し、市から相手方に損害賠償金58万3,810円を支払い、今後、この件に関し双方とも異議を申し立てないことで和解が成立いたしました。

次の報告第7号につきましても、地方自治法の規定により損害賠償の額の決定及び和解について専決処分をいたしましたので、ご報告するものであります。

本件は、平成17年10月28日、五軒町地内の駐車場において、公用車を駐車した際に左わきに駐車

してあった相手方車両に接触し、相手方車両の右側ドアを損傷したものであります。

両者協議の結果、市側100%の過失割合で示談が成立し、市から相手方に損害賠償金9万4,511円を支払い、今後、この件に関して双方とも異議を申し立てないことで和解が成立いたしました。

以上、7件につきましてご報告を申し上げます。

○議長（高久武男君） 報告が終わりました。

◇

◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高久武男君） 日程第12、議案第17号 平成17年度那須塩原市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） 議案第17号 平成17年度那須塩原市一般会計補正予算（第6号）について、提案の説明を申し上げます。

今回の補正は、年度末を控え、各種事務事業の確定等に伴う事業費の調整や国の補正予算に伴う対応を行うほか、安心・安全のための緊急対応事業費を計上し、平成18年度当初予算とあわせて、「安心・安全13か月予算」とするものであります。

まず、国の補正予算に伴う対応では、認可保育園のほし保育園が次世代育成支援対策施設整備交付金を受け、保育施設を改築することに対し、那須塩原市福祉施設整備補助金交付要綱に基づき1億2,919万6,000円の支援を行うものであります。このことで、ほし保育園の保育定員は60名から90名となり、待機児童数の減少が期待されます。

また、安心・安全のための緊急対応事業として

は、平成18年度予算で要求のあった事業のうち、主に施設修繕について、緊急度等を勘案して前倒し実施するもので、保育園の洋式トイレの改修や小中学校の門扉、フェンス設置などで6,639万9,000円を計上するものであります。

これらを含む補正予算の主な内容は、まず歳出では、3款民生費は、国の補正予算に伴う対応や保育園施設修繕の前倒し実施、国民健康保険特別会計や老人保健特別会計の繰り出しなどで3億2,721万2,000円の増額、また7款商工費は、観光施設修繕費の前倒し実施などで272万3,000円を増額します。

一方、1款議会費は、事務事業の確定見込みに伴う調整で350万円の減額を行い、2款総務費では、各種事務事業の確定見込みに伴う整理のほか、塩原支所新築工事を新年度実施に変更したことなどで4億1,271万円の減額を行います。

また、4款衛生費は、予防接種事業や妊産婦医療費助成など各事業費の確定見込みにより3,014万9,000円の減額。

6款農林水産費でも畜産関係事業費の確定やふるさと農道整備事業の中止など、今年度の各事業の実施見込額が確定したことによる調整で、4,481万3,000円の減額補正を行います。

次に、8款土木費は、今年大雪の状況を考慮し除雪経費を増額するものの、(仮称)黒磯インター整備関連事業や西那須野地区のまちづくり交付金事業などで平成17年度の事業実施見込額を考慮した減額を行うことで、差し引き3億7,410万5,000円の減額補正を行い、9款消防費でも、消防ポンプ自動車の購入等の確定で不用額1,117万9,000円を減額いたします。

さらに、10款教育費では、前倒しに伴う小中学校施設整備費などで増額補正を行うものの、西那須野学校給食共同調理場改築事業で用地の取得に

時間を要し、事業用地の整地工事等を新年度実施に変更するほか、各事業の確定見込みを踏まえ、1億1,929万1,000円の減額とするものであります。

これらのことで、歳出の補正額は6億6,581万2,000円の減額となります。

これに対する歳入は、1款市税では、法人市民税は見込みより減収となるものの、個人市民税や固定資産税の増収が見込まれることから2億460万円を増額するほか、14款国庫支出金でも、認可保育園建設事業に充当する社会福祉施設等施設整備費補助金や合併市町村補助金の増額などで1億5,524万7,000円の増額補正を行います。

また、16款財産収入や20款諸収入でも、それぞれ854万1,000円、1,957万3,000円の増額が見込まれます。

しかし、15款県支出金を初め17款寄附金、18款繰入金、21款市債では、今年度の各充当事業費の確定見込みを受けそれぞれ減額となり、13款使用料及び手数料でも予算計上額に対する収入見込額を調整することで473万6,000円の減額が見込まれるため、歳入の補正額は差し引き5億9,483万2,000円の減額補正となります。

この歳入補正額と歳出補正額を比較いたしますと、7,098万円の歳出乖離が生じるため、14款予備費にこれを計上し、歳出の補正額を歳入補正額同様の5億9,483万2,000円の減額補正とするものであります。

これらにより平成17年度的那須塩原市一般会計歳入歳出予算総額は、386億3,026万4,000円となります。

なお、これらの補正の詳細につきましては、別添「平成17年度3月補正一般会計歳入歳出予算の内容」のとおりです。

また、今回の補正にあわせて、事業の年度内完了が見込めないことから認可保育園建設事業のほ

か、18件につきましては繰越明許費の設定をいたしました。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（高久武男君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第17号については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号～議案第20号の

上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高久武男君） 次に、お諮りいたします。

日程第13、議案第18号 平成17年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）から日程第15、議案第20号 平成17年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第3号）までの3件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ござい

せんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号から議案第20号までの3件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

助役。

○助役（坪山和郎君） 日程第13、議案第18号から日程第15、議案第20号まで一括して提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第18号 平成17年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、ご説明を申し上げます。

今回の補正は、年度末を控えまして決算を見込んだ各種事業費の過不足の調整を行うものであります。

歳出の主なものは、2款保険給付費の葬祭諸費で180万円、5款共同事業拠出金では596万5,000円増額いたしますが、2款保険給付費の一般被保険者療養給付費では3億3,654万7,000円、退職被保険者等療養給付費では1億6,865万3,000円をそれぞれ減額するため、差し引き4億9,743万4,000円を減額補正いたします。

一方、歳入では、5款県支出金で490万5,000円、8款繰入金では4,748万8,000円をそれぞれ増額いたしますが、3款国庫支出金で1億9,483万7,000円、4款療養給付費等交付金では2億2,699万7,000円をそれぞれ減額するため、差し引き3億6,944万円を減額補正することにより、1億2,799万4,000円の余剰が生じることから、今後の財政運営を考慮しまして予備費に追加計上するものであります。

これらにより、歳入歳出それぞれ3億6,944万円を減額補正し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ108億5,532万円とするものであります。

次の議案第19号 平成17年度那須塩原市老人保健特別会計補正予算（第3号）について、ご説明を申し上げます。

今回の補正は、不足が見込まれる医療諸費などへの対応が主なものであります。

歳出については、1款総務費に70万円、大幅に不足が見込まれる2款医療諸費には5億5,264万3,000円をそれぞれ増額し、4款予備費では不用額として見込まれる4,000万円を減額補正いたします。

一方、歳入については、医療諸費の財源であります1款支払基金交付金に2億7,260万9,000円、2款国庫支出金に8,398万4,000円、3款県支出金に3,978万4,000円、4款繰入金には1億1,226万6,000円を増額し、さらに6款諸収入に470万円を計上いたします。

これらにより、歳入歳出それぞれ5億1,334万3,000円を増額補正し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ72億9,246万4,000円とするものであります。

次の議案第20号 平成17年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第3号）について、ご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳出予算内の組みかえ調整を行うものであります。

まず、1款総務費では、介護保険の制度改革に伴い、新たなサービス体系として地域密着型サービスが創設され、この事業所の指定事務を市が行うこととなるため、これに要する費用の追加と主治医意見書記載料が減額となることから、事務的経費内での調整を行うものであります。

2款保険給付費は、これまでの給付実績から今後の必要給付費を見込み、給付費内の過不足調整を行うものであります。

これらによる補正後の予算総額は42億2,856万

9,000円で、補正前と同額であります。

以上、3件につきましてよろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高久武男君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） 議案第18号と議案第19号、あわせた形での質疑となりますので、答弁をお願いいたします。

まず、ここでどちらもそうなんですけれども、療養給付費の予算のときの見通しがどの程度になるかを見越してこの予算は立てると思うんですけれども、そのときの給付費をどの程度にするかというのは、今までの月々の実績を見て立てていくということをするんだと思うんですけれども、これを立てたときの基本となるのは、どこに置かれているのか、それを具体的にちょっと聞かせてください。それは両方そういうことで聞かせてください。

合併前からそうなんですけれども、国保の療養給付費、要するにどれぐらい医療費がかかるかということでの見込みが、私は課題であるというふうに一時思って、だから料金を大幅に値上げをしなければならなくなった原因はそこにあるというふうに、何年間か1度大幅に上げておけば、あと値上げをしなくて済むということと、あと途中で赤字にならなくて済むということで、大事をとるということはあるんだとは思いますが、その辺のところをあわせて、私はちょっと過大に見積もったのではないかなというふうに思うんですけれども、その辺やってみて、去年もそうだったと思うんです。余ったと思うんです。今年度も、5億円ですよ、余った金額が。ちょっと大きくないか。

それと逆に、老人保健特別会計の方は5億円以

上足りなくなる。この辺の見通しというのは、もう老人医療はどんどん上がっていくという部分のところは、手を打たなければどんどん上がっていくんだと思います。いつまでもお元気でいていただいて、必要以上の医療に頼るとか、社会的入院に頼るとかということがなければ、これ減らすということは難しいと思うんですけども、横ばいにする、近づけるということが必要だと思うんですけども、この辺の見通しと、老人医療費の伸びに対して何か対策は、ただ足りなくなったから5億円、見合い財源でありますので一般会計から繰り出して、あとは国・県からそれに見合っただけもらえばいいということで、予算はどれだけ足りないかによって簡単につくれてしまいますけれども、この対策は何かとったかもあわせて聞かせてください。

○議長（高久武男君） 答弁を求めます。

市民福祉部長。

○市民福祉部長（田辺 茂君） お答えいたします。

まず、年度当初に医療の給付費をどのような形で見込みを立てたかということで、国保と老健、共通した形でお答え申し上げますが、あくまでもやはり過去3年程度の給付費の伸びの実績をもとに、多角的に判断して計上いたしました。

ただ、平成16年度までは、それまでの景気の低迷によるリストラあるいはそういった失業等で、国保の被保険者、加入者がかなり右肩上がり伸びてまいりました。そういう点で、平成17年度もそれまでの実質的に基づいて計上したところですが、ここへ来て、若干景気の回復基調に合わせまして、国保の加入者が横ばいから落ち着いてまいりました。そういう点で当初見込みと比較いたしますと、国保については、そういうことでの医療費の伸びが若干横ばいから減少に転じたということでございます。

なお、老人保健につきましては、ある程度市の特性といたしますが、平成14年度の健康保険法の改正等に伴いまして、老人保健の対象者が70歳から段階的に75歳までに引き上げになるということで、対象者そのものは特にふえておりませんが、むしろ横ばいから減少傾向でございますけれども、医療費がかなり、1人当たりの医療費が伸びております。

今後の対策とあわせまして、その辺を分析した結果では、医療費急増の原因としては、まず1点目に挙げられるのは、入院者の増加と日数の長期化が挙げられます。今年度、9月診療分までの支出状況を見ますと、外来件数は減少してはいますが、入院件数が410件、8,267日、日数がふえております。それから、いわゆる入院増加の原因としては、当市の病院の病床数が一般が583床、療養型、いわゆる社会的入院などと言われるような療養型が437床と、療養型ベッド数の割合が非常に高いというのが特徴でございます。地元で療養型があれば、入院する老人の方も多いということで、こういった点での高齢者の医療費が増加しているという原因であるかというふうに思います。

また、そのほか調剤費の増加ということで、現在、国会で進められている医療制度の改革の中で後発薬品、いわゆるジェネリック医薬品の導入など議論されておりますけれども、現状は、やはり医療機関でも高額なある程度先発薬品を使う傾向もございますので、そういった面も医療費の増加につながっているのではないかと、こんなふうに考えております。

なお、今後については、ある程度そういった実績で見込みますけれども、その辺は慎重に対応して見込んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（高久武男君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） 18号議案のところでは、やはり保険給付費を過大に見積もることなく、逆に過大に見積もるといことは、国庫支出金や交付金などもそれに見合いですから、だから会計自体は膨らんでしまうわけなんです。それに合わせてしまいますので。ですから、ある程度の安全を考えるとときには、給付費を多くしておくのではなくて、予備費に対応しておけば、その予備費は見合い財源にならないので、その見込みは予備費で立てるとい、そういう立て方を私はすべきだといふに、それが正常な立て方だと思いますので、先ほどの理由では、少し景気が安定してきているようなので、国保の加入が余りふえなかったということもあった。例年からすると、インフルエンザなんかがこの時期に爆発的にはやったりすると、その原因も結構ばかにできない、影響を与えるということが余りなかったのかなということも一つは要因だとは思うんですけれども、予算の立て方では十分に考えるのと、やたら安全を思って給付費の方に立てるのではなく、そうしたら予備費の方にしておけば見合い財源でないのです、そういうことを考えておいていただきたい。

あと19号の方ですけれども、老人保健の特別会計の補正予算、社会的にいう療養型があると、やはり医療費が高くなって、それは社会的入院なんだなと。その社会的入院が多いという原因を少し探っていただきたいというふうに思います。

それはもしかすると、療養型の介護型に移行していないという病院が、その辺の関係なのかもしれないし、もしかすると在宅の介護サービスが十分でないから受け入れられないとか、あと長期間入院しているという話でしたけれども、退院に向けての病院と地域の福祉のところでの連携がとれていないので、早期退院に結びつかないという部分のところ、今度地域包括支援センターなんか

が、もしかするとそういう支援もできるんだと思いますので、この地域で受け入れるという、そういう連携して地域が受け入れて、早くうちに帰ってこられるという部分のところも少し考えていただきたい。

その社会的入院だけではなくて、薬剤費も多いということで、先発の薬剤が使われて、余り先生方、ゾロ品を使われない先生方も多いというふうに思いますので、その辺はこちらでコントロールできる範囲ではありませんので、ぜひ入院している人たちが退院する部分のところでの役割を何か補強して、それで早い退院をというところに少し知恵を出していただけたらというふうに思います。

以上で質疑を終わりにします。

○議長（高久武男君） ほかに。

3番、眞壁俊郎君。

○3番（眞壁俊郎君） 内容的には、先ほどの早乙女議員と一緒にございます。

ちょっと1点だけ、やはり金額的に18号、19号、ともに5億円というようかなり大きい金額でございますので、一般会計の方からの繰り出しとかそういう形のところも出てきますので、18年度の予算にもかかわってきますので、ぜひ最初の見積もりをしっかりとやっていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 他にございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） ないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第18号から議案第20号までの3件については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（高久武男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

—————◇—————

◎議案第21号～議案第23号の

上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高久武男君） 次に、お諮りいたします。

日程第16、議案第21号 平成17年度那須塩原市板室本村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）から日程第18、議案第23号 平成17年度那須塩原市西塩簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）までの3件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号から議案第23号までの3件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） 議案第21号から議案第23号までの3件を一括してご説明申し上げます。

初めに、議案第21号 平成17年度那須塩原市板室本村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、水道使用量の落ち込みにより、歳入においては、水道使用料で66万1,000円を減額し、一般会計繰入金で112万7,000円の減額を行うものであります。

一方、歳出では、9月に追加補正した県道中塩原板室那須線乙女橋に添架している送水管の漏水事故復旧工事の精算により、修繕料で134万8,000円及び委託料で50万円を減額するとともに、例年のない寒さのため高区配水池機器類の凍結防止暖房用の電気料6万円を増額することにより、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ1,267万2,000円とするものであります。

次に、議案第22号 平成17年度那須塩原市板室温泉簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入においては、水道使用量の落ち込みにより水道使用料で73万5,000円を減額し、一方の歳出では、積立金を同額減額することで、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ861万1,000円とするものであります。

次に、議案第23号 平成17年度那須塩原市西塩簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、提案の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳出につきましては、1款水道事業費において需用費を96万円減額し、一方の歳入では、5款繰入金において基金繰入金を96万円減額いたします。

これらにより、補正後の予算総額を歳入歳出そ

れぞれ6,369万円とするものであります。

以上、3件についてよろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます、提案の説明といたします。

○議長（高久武男君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 質疑がないようですので、

質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 討論がないようですので、

討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第21号から議案第23号までの3件については、原案のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第24号及び議案第25号

の上程、説明、質疑、討論、採

決

○議長（高久武男君） 次に、お諮りをいたします。

日程第19、議案第24号 平成17年度那須塩原市下水道事業特別会計補正予算（第5号）及び日程第20、議案第25号 平成17年度那須塩原市土地区

画整理事業特別会計補正予算（第2号）の2件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第24号及び議案第25号の2件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

助役。

○助役（坪山和郎君） 日程第19、議案第24号及び日程第20、議案第25号をあわせて提案のご説明を申し上げます。

議案第24号 平成17年度那須塩原市下水道特別会計補正予算（第5号）について、ご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳出において受益者負担金前納報奨金を79万6,000円、下水道使用料徴収委託費等委託料で322万8,000円をそれぞれ増額する一方、水洗化促進費で60万円、塩原水処理センター費で233万円をそれぞれ減額することにより、1款下水道管理費として109万4,000円を増額計上し、2款下水道建設費では、事業費の確定により執行残1億762万1,000円を減額し、さらに3款流域下水道費においても、流域下水道建設市町村負担額の確定により783万1,000円を減額することで、合計1億1,435万8,000円を減額補正いたします。

一方、歳入については、1款分担金及び負担金で受益者負担金の猶予解除等により609万4,000円、6款諸収入のうち雑入で、消費税の還付等により360万1,000円をそれぞれ増額するものの、2款使用料及び手数料では、下水道使用水量が伸びないため368万5,000円を減額、また、下水道建設費の減により4款繰入金で1,526万8,000円、7款市債で1億510万円をそれぞれ減額するものであります。

これらにより、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ40億3,472万3,000円とするものであります。

なお、下水道建設工事において工事施工の調整に不測の日程を要したことなどにより、また栃木県流域下水汚泥処理業務負担金の一部について、年度内に事業の完了が見込めないため3億230万1,500円の繰越明許費の設定をするものであります。

次に、議案第25号 平成17年度那須塩原市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、那須塩原駅西区画整理事業の保留地処分において、当初の額が見込めないためこれらの減額を行い、一般会計からの繰入金を計上するものであります。

歳入については、1款の事業収入で2,310万4,000円を減額し、一方で、2款の繰入金2,285万4,000円を増額計上いたします。

歳出については、1款の旅費で5万円、役務費で20万円を減額し、また、工事請負費で1,300万円を減額し、この減額分を補償費に組みかえ計上するものであります。

これらにより、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ3億7,900万4,000円とするものであります。

以上、2件につきましてよろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高久武男君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第24号及び議案第25号の2件については、原案のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第26号及び議案第27号
の上程、説明、質疑、討論、採
決

○議長（高久武男君） 次に、お諮りをいたします。

日程第21、議案第26号 平成17年度那須塩原市西那須野水道事業会計補正予算（第3号）及び日程第22、議案第27号 平成17年度那須塩原市塩原水道事業会計補正予算（第3号）の2件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第26号及び議案第27号の2件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） 議案第26号、議案第27号の2件を一括してご説明申し上げます。

初めに、議案第26号 平成17年度那須塩原市西那須野水道事業会計補正予算（第3号）について、

提案の説明を申し上げます。

今回の補正は、主に配水管等の工事にかかわる収入・支出の増減により調整を行うものであります。

収益的収入につきましては、雨水準幹線整備事業に伴う既設管の切りかえ工事による補償金が発生したことに伴い223万9,000円を増額し、補正後の予算総額を9億9,384万8,000円とするものであります。

一方の収益的支出につきましては、配水管切りかえ工事等による固定資産の除却増と消費税及び地方消費税の支出増が見込まれることにより1,570万8,000円を増額し、補正後の予算額を9億5,799万9,000円とするものであります。

また、資本的収入につきましては、出資金・負担金・補償金とも一般会計からの支出減額分と県の河川改修工事の補償金の増額分との差し引きで254万4,000円を減額し、補正後の予算額を1億2,575万4,000円とするものであります。

なお、資本的収入の不足分につきましては、建設改良積立金等で補てんするものであります。

次に、議案第27号 平成17年度那須塩原市塩原水道事業会計補正予算（第3号）について、提案の説明を申し上げます。

今回の補正は、簡易水道事業の建設改良費の減額によるもので、資本的収入の企業債において30万円、一般会計補助金についても59万4,000円をそれぞれ減額し、資本的支出の建設改良費につきましても455万1,000円を減額いたします。

これにより、資本的収入の補正後の予算額を3,490万円、資本的支出の補正後の予算総額を1億1,096万4,000円とするものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額については、損益勘定留保資金で補てんするものであります。

以上、2件につきましてよろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます、提案の説明といたします。

○議長（高久武男君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第26号及び議案第27号の2件については、原案のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認め、よって、本案は原案のとおり可決されました。

—————◇—————

◎議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高久武男君） 次に、日程第23、議案第48号 那須塩原市公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案について、18番、君島一郎君は地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので、退席を求めます。

なお、塩原土地改良区の理事長という立場でご

ざいます。

〔18番 君島一郎君退席〕

○議長（高久武男君） 本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） 議案第48号 那須塩原市公の施設の指定管理者の指定について、提案の説明を申し上げます。

本案は、60の公の施設における指定管理者の指定につきまして、地方自治法の規定に基づき議会の議決事項であります「指定管理者に行わせようとする公の施設の名称」、「指定管理者となる団体の名称」、「指定の期間等」の3つの事項について、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます、提案の説明といたします。

○議長（高久武男君） 説明が終わりました。

本案について質疑を許します。

12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） この議案、きょう即決ということでもありますけれども、私は、公の施設の指定管理者の指定については、執行機関の方から資料として出されたものだけでは判断できないというふうに考えておりますので、もしこの場で説明を口頭でしていただけるなら別ですけれども、まず、条例第2条の第1項の該当する団体の選考について、資料がここに示されているわけですが、選定委員会のところで選考した結果で、指定をするということを前提として選定された団体が1団体しか、結果しか出ていないんです。

どういう事業者が応募してきて、それで、どこがどういう結果だったかというのがこれでわからないので、このつけられた点数、まず市営駐車場の管理に関してでしたら、那須塩原市シルバー人

材センターが29点ということで選定されたということが資料から読み取れますけれども、A、Bというあと2つの事業者が応募してきているわけです。その選定理由は書いてありますけれども、私がこれを見たときに、これで本当にAのところとシルバー人材センターを比べたときに、本当にシルバー人材センターがいいのかは選考委員会のこれを、何の疑問も感じずに追認すればいいというふうには、数字が出ているんだからそれでいいだろうということなんですけれども、この数字の根拠が私にはわかりませんので、その辺のところを一つ一つ、このAというところがどこであって、Bというところがどこであるというものが明らかになるならば、すべて今回、この条例第2条の第1項に該当するところのA、B、Cで書かれているところの団体を挙げていただけないでしょうか。

それで、選定なさったところを具体的に、最後に選定基準ということで採点基準が出されていると思うんですけれども、そのときの審査基準のところをどういう点数をつけて、どういう割り振り、利用者の平等の利用の確保、そこで(1)で、利用者の平等な利用の確保と利用者に対するサービスの向上、この辺を満点は何点として割り振ったのかという、そういうものを示していただいて、それで、実際にこのシルバー人材センターが審査項目のどれを何点とって、この29点になったのかということを示していただければ、それで判断をしようかなというふうに思いますので、まず、それを示していただけるのかどうかをお聞かせください。そして、示せるというなら、今この場で一つ一つ挙げていただけたらというふうに思います。

○議長（高久武男君） 企画部長。

○企画部長（松下 昇君） お答えをいたします。

基本的には、当該ご提示しました資料の範囲でしかご提示できないと考えています。

理由といたしましては、市の情報公開条例がございますが、その中に、企業の不利益になるような情報を行政側が一方的にご提示することはできないことになっております。その辺のことを総合的に考えまして、どこが何点とすべてわかってしまうのはいかがなものかということで内容を吟味いたしまして、最大限出せる範囲で資料をつくってご提示したということでありますので、この辺でご理解いただきたいと思っております。

あと、配点関係につきましては、項目別に全国市町村いろいろな取り扱いがありますけれども、本市におきましては、1項目につき6点という形で、少し具体的に説明をいたしますと、特にすぐれているから特に劣っている、中間は劣っている、やや劣っている、標準という形で6段階に分かれるわけですが、それぞれ6点満点で、8項目でありますので48点、こういう形で選定委員会の合議により点数をつけさせていただいております。ただ、この指定管理者という特殊なものでありますので、現在の運営状況を標準点といたしておりますので、現在の運営状況から落ちてしまうような、要するに2点とかになってしまうものは、もうどの分野に1個でもあっても、これはやはりおかしいだろうということで、それがあつたところは、合計点数が50%以上とつても、これはちょっとまずいだろうということで、そこははねるというような形での選定になった結果が、お示した表になってございます。

全国いろいろな自治体で確かにいろいろな出し方をして、まだ全国の何か統一されたような見解が出ていないことで、全くほとんど出していないところもあれば、かなり細かく出しているところも確かにまちまちでございます。本市におきましては、中庸のちょっと上の程度の内容はお示してきたのかと思いますけれども、先ほど言いました

ように、どこどこが、この分野が何点ということになりますと、社会的信用の部分の評価をすることもあります。信頼性とかそういうものもありますので、一方的に行政側が情報開示をするということではできないというふうな形で考えて、今回の資料になりました。

以上です。

○議長（高久武男君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） 行政が一方的に情報開示すると社会的信用を失うという、そういうものではないというふうに私は思います。

横浜市なんかにおきましては、本当に高齢者施設であるならば、その採点をどういう採点をしたかということで、管理運営項目が何点満点で、それでこの事業者は何点とつた、その次に高齢者の施設であつたら、高齢者に配慮するという項目では何点満点で何点、自主事業については何点、経費はどのぐらいというふうには、一応判定項目のところまで公表、それも議会に示すというよりも、市民に知らせるためにホームページで公開になっております。ということは、横浜市は個人情報に対して配慮していない、個人情報保護法に違反しているわけではないと思います。

私は、こういう結果を公表するというので、ちょっと似たようなものだと福祉サービスの第三者評価A、B、Cをつけます。それで、評価機関がA、B、Cをつけて、それはホームページ上でアップになります。ですから、もちろん評価の低いようなところというのは、自分が社会的に信用が得られないと思えば、その信用を出すために努力してきます。これは、指定管理者としてこういう条件に合うところが応募してくださいということですので、もちろん低いサービスを提供しようと思うようなところが応募してくるという前提ではないと思います。ですから、評価の公平性と透

明性をどういうふうに担保しているかという部分を私たちは確認して、その選考をしてきたというところが、正しい選定をしてきたなというふうに確認ができれば、ここで議会として認めるというふうになってくるんだと思うんですけども、実際に、選考における公平性と透明性を担保する必要というのがあるというふうにお考えかどうかをひとつ聞かせてください。

それで、この公表の仕方での公平性と透明性、どのように担保なさいましたか。

それで横浜市はここまでやっていますけれども、ここまでやっていないところにおいても、どこが応募に応じてきたのかという事業者名ぐらいは全部載っています。総務教育常任委員会で視察した長野市でも、こういう指定管理者のところに5つの事業者が応募してきて、それでこういう理由でここが選定されていますということは、もちろんホームページ上でアップになっています。最低でもその辺ぐらいはやられないで、A、B、Cということはあるというふうに、A、B、CのそのAはどのような事業者で、Bはどのような事業者であったか。それが本当にA社というところと今回とったところを比べたときに、公平性を私たちがどうやって確認するのでしょうか。白紙委任を審査会にするんですか。そうしたら何も議会の承認を得るというような手続を踏む、この制度自体が要らないのではないですか。

ですから、先ほど言ったように、選考における公平性と透明性、どのように担保なさいましたかという部分のところを具体的事例を挙げて、どういうふうに担保されたか聞かせてください。

○議長（高久武男君） 企画部長。

○企画部長（松下 昇君） ご質問の趣旨はわからないでもありませんけれども、公平性というやり方には、確かにいろいろなやり方がある、いろ

いろな自治体の中でこの指定管理者の選定の過程で、外部にまるっきり任せてしまったものもあるでしょうし、本市におきましては10名、要するに部長職以上の者が10名入って、過去の経験等を十分積んできている職員でありますから、そこらを十分議論して、それぞれ管理を任されている所管課の意見も取り入れて、総合的に議論をして積み上げてきたということで、担保されているというふうに私どもは信じております。

なお、今後の運営につきましては、今回、全国的にも初めての制度でございますので、いろいろな事例を我々も検証し、学びながら、全くこれは改善もしないとか、変える意識もないということは全く思っておりません。いろいろな方法が確かにありますし、議員さんのご提言的なご注意等も今承りましたので、その辺も含めながら、改善を重ねながら、今後、まだたくさん公の施設がありますから、その判断したり、また指定管理者に移行しているときの手続のやり方をよりスムーズにすると同時に、内容を充実させていきたいと思っております。

少し時間がかかりますが、申し述べますけれども、点数のつけ方の中に少し説明が足らなかったかもしれませんが、非常に業者のほうに経営の健全性とか安定性という部分を行政がここは低いとか、この件だけ評価してしまった場合、誤解を受けて事業者が自由に社会的に活動していくことを阻害するおそれもないとは言えないです。ですから、その辺の扱いは慎重にしなければならない。そうすると、じゃどこまで正しかったかどうかという議論をすると、資料を全部示して、議員の皆様にも1個1個見ていただくということで、確かにこうだなというような形でわかると思いますが、そこまで開示してしまうと、今度業者の持っているノウハウとか、いろいろな人事関係の問題とか

全部明らかにしていくという話にもなってきますので、どこまで議会の皆様に、審査の中で資料提供をしていくのかというのは非常に難しい問題なのかというふうに悩んだ中で、今回は出させていただいています。ですから、これがベストという判断はないと思っておりますので、全国の事例をなおさら、先ほどの繰り返しになりますが、含めながらやってまいりたいと思います。

あと、業者名を全部出せばいいだろうというのももちろんありました。ただ点数を優先するか、業者名だけ書いて、1位だけ点数を出してここへ出してくるといふところもありました。2位以下は一切点数はない。名前だけはあったが、どこが2位だか3位だかわからないよというようなものもございます。ただ、今回2社しかないもの等もありますし、なかなか応募の数の少なかった等もありまして、まだまだ制度の内容が応募される事業者にも周知徹底されなくて、内容の問題、もう少し内容に踏み込んでご提案をいただかなければならなかった問題等もあって、なかなか混乱をしていたというのは正直なところありますけれども、できる最大限の現在の範囲で努力して今回に至ったということで、ぜひともご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（高久武男君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） やり方はいろいろあるし、まだ始まったばかりと言っても、もう既に指定管理者で行っている自治体は幾つも全国には既にあります。もうスタートしているところが。ですから、別にまだどこもスタートしていないというわけではありませんし、そういうところを参考にすることももちろんできたと思っております。

それで、横浜市なんかは、外部の委員も入れながら、それでいながら評点も明らかにしながら、

参加事業者名、要するに参加事業者名は全部どういふところが応募してきたかといふのは、全部どういふ団体であったかといふことを明らかにして、それで先ほど言ったように、余り低いところを出したところは、その会社のイメージダウンになるのではないかといふことで、横浜市なんかは工夫して、上位2位までのところを、1件しかないとか2件しかないといふところもありますけれども、そのところだけの配点を評価の得点を出しているという形をしています。

それで、私が言いたいのは、先ほど総合的に判断している、そんなあいまいなことは、評価において一番ないんですね。今度、行政評価をなさるから総合的に判断したとか、そういうようなものは許されることではないといふのは、一番おわかりだと思います。利用者の平等な利用の確保といふところをもし3点よりも高く、4点とつけた。そり根拠は何かといふことが言えなくては、4点、5点といふのがつけられないわけです。それが評価ですよ。行政評価もそういうふうになると思っております。

評価をつけるときといふのは、それで経営の健全性とか経営の安定性を一々私は経営がわかるような資料を見せろといふふうには言っておりません。なぜ、どういふふう判断したかといふのを言葉で表現するわけですよ。それをしないで、ただここは安定的だとかといふのではなく、どういふことから安定だといふふうにしたかといふ、その部分を言葉で表現してあらわすわけです。評価といふのはそういうものだと思うんですけども、それで、特に経営状況なんかを、一々そういう資料を私は見たいといふふうには思っているわけではございません。ただ、こういうところが重要視されるのは、宇都宮市で宮ステーキが、これを、要するに経営状態を間違った経営の公表をしてい

たために、農園レストランの指定をされたにもかかわらず、取り消しになりましたよね。そういう事例もありますので、経営状態というのは本当にきちんと把握しなければならないものだというふうに思います。そういうものが明らかになった上で、ここは適切だなというふうに。公平な選考が行われたということを客観的にこの資料からは、私は判断することができません。皆さんを信用する信用しないではなくて、先ほど言ったように、どうしてこれを何点とつけたか、今回選ばれなかったところまでの点数を聞くというよりも、選ばれたところが、どういうところがすぐれていて選ばれたのかという部分を言葉で表現してくるには、ちょっと選定の理由も具体的でなく、すごく短い文章で、この文章だけで選定するならば、もう少し具体的に選定理由を書かなければいけないのではないかなというふうに思います。また横浜市の事例を出すことにはなりますけれども、横浜市の場合は、もう少し具体的に細かく選定の理由を示しています。そうしたら、私も客観的に判断できるんですけども。

では、このものだけで、私たちが公平な選考が行われたということを客観的に、そちらで証明できますか。逆に客観的に見て、きちんとした公平な選考が行われたということを執行機関が明らかにするというのが、透明性が確保されているということになるんだと思いますけれども、その点を最後に聞かせてください。

○議長（高久武男君） 企画部長。

○企画部長（松下昇君） お答えをいたします。

なかなか議員さんのご質問とかみ合わないで、大変答弁に苦慮しておりますけれども、客観的評価というのは非常に、こういうことが書いてあれば何点とか、入札みたく数字がびたりと出ればこれは一番問題ないんですが、やはり資料に基づい

て、こういうところが悪かったのでは何点ですとかという話をしないと、多分伝わらない。そうすると、その資料をこういう内容が書いてありましたよということにどんどんなっていくと、本当にそういうふうに書いてあったのかと、こういうふうな話になってしまうことになりまして、非常に苦慮しております。ですから、隠そうと思ってやっているわけではないわけで、業者間のほうへの配慮、また透明性の確保の配慮、その中庸の中で苦慮した形で、今回はご提示をさせていただきました。

この審議をしていただく中で、審査過程が公平に行われたかという視点も非常に大事なことは十分理解をしています。本当はもう一步、この提示された業者が問題あるかどうかという審議も、それも大きな問題ですから、この時点で出された、例えば1番目ですとシルバー人材センターというふうに執行部側は選定して出してきた。その業者がいいんですか、どうですかという議論も、知識の中で判断されるということもあろうかとは思いますが、経過だけが全部ということでもないと思いますので、その点も見合わせてご判断をして、ぜひとも原案をお認めいただければというふうに思っております。

以上です。

○議長（高久武男君） 3番、眞壁俊郎君。

○3番（眞壁俊郎君） 選定方法でございますが、審査基準があるかと思いますが、その中の一番最初の部分でございますが、利用者の平等な利用の確保、(1)としまして、利用者の平等な利用の確保、(2)利用者に対するサービスの向上という項目がありますが、非常にこの部分は審査するのが難しいのかなと私は思っております。2番目に関しては、当然経費の関係ですので数字的にぱっと出るというような形の中だと思っております。この辺の

審査がどのようにになったのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

また、安くてサービスがよければ当然、これは市民にとって一番よいことだと私は思っておりますが、やはり公共施設というようなところで、雇用の弱者ですか、老人とか身障者とか、こういう方がたくさん働いているところもあります。そういう企業、また団体、こんなところを考慮するのが私は必要ではないかなと思っておりますが、この辺、2点ほどお伺いしたいと思います。

○議長（高久武男君） 企画部長。

○企画部長（松下 昇君） お答えをいたします。

確かに文面に、職員を十分研修をして接客態度をよくして、そういうものを配置して平等利用に努めますとか、利用者の情報を決して外に個人情報漏らさないとか、そういう研修も行いましたが、そういう文面等、これは抽象論でありますけれども、そういうもので判断をしてきたという、全部ではありませんが、あります。ですから、確におっしゃられるように判断しにくい部分もあります。

それから、これはもうここにお願ひしたら、一切構わないのではなくて、日常的に十分指導監督も含めて、検証しながら進めていくものでありまして、その辺でも担保をしていく。お互いに訓練を重ねていく。初めてのこういう制度ですから、お互いに切磋琢磨をして、行政側、受ける側、やっていくものだというふうに考えておりますので、当初に判断したから大丈夫だということでは、安心してやっていくつもりはもちろんありません。

もう1点の障害者等、確かに厳しい社会経済状況の中で就業も難しい方たちが勤めているところにお願ひした方がよいというような発想のものもあるかと思いますが、またそれは別途の方向で、ある程度競争をしていただかないと、優遇してと

いうわけにはなかなかいきませんので難しいかなと思いますけれども、本来事業者の中で障害者等を雇用するという形で、何%以上という形で国でも示しておると思いますが、そういうものは満足するよという業者への指導等は、もちろんしていかなければなりませんけれども、例えば障害者団体等がつくっているところが特定に、そこにだけお願ひするという方策ももちろんないとは言えません。しかし、その辺は今後の中では検討していくことになると思っておりますけれども、今回、一般的にぽんと出して、フリーに競っていただいたということで、そこまでのご配慮はしていません。参考までに意見は何っておきたいと思いません。

以上です。

○議長（高久武男君） 3番、眞壁俊郎君。

○3番（眞壁俊郎君） わかりました。

今、企業にとりましては、企業の社会的責任というのが非常に重要になってきております。このような中で、企業、また団体、こちらが社会的にどれだけ社会に貢献しているんだという、こんな基準もあつたらいいのではないかなと、このように思っております。

また、法律を違反というか、安ければよいというちょっとこんな世代になっておりますが、労働時間は、時間外は払わない、休日とはらせない、こんなような企業も非常にありますので、ぜひ、そういうところをしっかりと、これは公共の事業でございまして、やはりこういうところをしっかりと見るのが私は、非常に重要だと思っております。そういうところの基準について、どのように考えているか、もう一度お願ひしたいと思っております。

○企画部長（松下 昇君） お答えいたします。

当然に労働賃金等については、採点の基準をクリアしてもらわなければならない。あなたは就業

の中で休憩とか、そういうものはしっかりとって、基準どおり以上にとっていたかなければいけない、そういう指導も含めて、必要な部分は協定の中にうたったり、また、もっと相手に渡す仕様書、またはマニュアル等の中に記載して、必要な部分は記載をし、あとは日常的に管理指導をしていくという中で担保されてくるものかなというふうに思います。

以上です。

○議長（高久武男君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） ないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論をいたします。

早乙女順子君。

〔12番 早乙女順子君登壇〕

○12番（早乙女順子君） 議案第48号 那須塩原市公の施設における指定管理者の指定について、反対討論いたします。

2003年9月に地方自治法の一部を改正する法律が施行され、那須塩原市でも、2006年度から管理委託制度から指定管理者制度に移行することを予定しての指定ということだと思います。地方財政の逼迫と公的サービスのすべてを公が直接提供する時代ではないというふうに思われ、アウトソーシングの流れの中で指定管理者制度が公の施設の管理業務を補うこととしたのだというふうに推測はできます。

指定管理者制度の導入の1つは、1つ、多様で満足の高いサービスを提供すること、つまりサービスの向上が図られることと、2つ、多様化する住民のニーズに効果的、効率的にこたえること、3つ、自治体の負担、財政負担を軽減することが

主なものです。

以上の目的を達成できない場合、指定管理者制度でやる意味がありません。効率的になって、財政負担が軽減できても、サービスの質が落ちては意味がありません。ですから、金額が低いところが落札するといった入札制度とも違うのだと思います。単純でないから選考が難しいのです。応募の数が少なく、競争原理も働きません。競争によるサービスの質の向上を期待するところですが、数社ではそれも望めません。指定管理者制度は、言われているほど効果を上げられるのかは疑問です。

さて、そのような状況の中で選考が行われ、議会の議決を経て指定となるわけですが、先ほどの質疑では、それこそどんな事業者が応募して、そして、その事業者がどんな理念をお持ちで、そして、どんなプランを持参してきて、そして指定管理者となる資質を示してきたのか、私にはさっぱりわかりません。どう判断して、どう選考したのか、明確な答弁があったようには思えません。執行機関だけの選考で、選考のプロセスが見えなくなり、本当に市民のための選考となったのか、判断に足りる材料は示されたとは言えないのではないのでしょうか。

選定委員には、外部の委員も当市では入っておりません。執行機関単独での選定となり、客観的な公平性を担保しているということは疑問です。しかし、議会はそれを判断しなくてはなりません。せめて常任委員会の中で細部までやりとりをして、確認をした、そういう過程を経ていれば、少しでも補えるのにというふうに私は思いました。それなのに、議会には形だけの情報提供をしているのではないのでしょうか。

市長と議会は二元代表制、議会は執行機関のチェック機関、同じ情報をなくしてチェックなど

はできません。何が情報の共有かと、私は憤りさえ感じています。公平性と透明性が確保されない選考を黙認して指定をすることは、私としてはできません。指定に責任を持つためにも、判断するのに必要な情報を与えられるまで、本案には賛成できません。

○議長（高久武男君） 他にございませんか。

31番、松原勇君。

〔31番 松原 勇君登壇〕

○31番（松原 勇君） 議席31番、松原です。

賛成の立場で討論を申し上げます。

那須塩原市の公の施設の指定管理者の指定につきましては、既に条例の制定がされておりまして、それに基づいて指定管理者となるものが希望する団体あるいは業者が申し出ていたわけでありまして、これらの選定に当たりましては、選定委員10名が公平、公正な立場で、あるいは今日までそれぞれの施設設備の管理運営をしてきた、そうした経過も十分踏まえて、今回の指定管理者制度の指定を行ったものでございます。

私は、今回の指定に当たっては、6段階、6点満点、8項目、48点が満点での選考をされたということでもありますから、私はこれを是とするものであります。

指定された業者が運営管理を委託されたわけでありまして、今後、その事業執行の中において著しい事件事故、あるいは利用者等の不平不満が生じたときにおいては、委託者の指導を加え、不可能な場合には資格喪失もあり得るわけですから、指定された業者が誠心誠意努力して、公の施設として価値観を高め、利用者、そして利用する者の利便性を高めていただくことを期待いたしておるものであります。

したがって、原案に賛成をするものであります。

○議長（高久武男君） 他に討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） ないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第48号については、原案のとおり決することと賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高久武男君） 起立多数。

よって、議案第48号については原案のとおり可決されました。

18番、君島一郎君の着席を求めます。

〔18番 君島一郎君着席〕

○議長（高久武男君） 君島一郎君に申し上げます。

ただいまの議案第48号については原案のとおり可決されました。

ここで、昼食のため休憩いたします。

午後1時、会議を再開いたします。

休憩 午後 零時04分

再開 午後 零時59分

○議長（高久武男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高久武男君） 日程第24、議案第49号 財産の取得についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） 議案第49号 財産の取得について、提案の説明を申し上げます。

本案は、（仮称）三島学校給食共同調理場改築事業に要する用地の取得について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

この改築事業は、老朽化が著しい西那須野学校給食共同調理場につきまして、衛生管理を徹底するとともに、省エネルギー化を図り、作業環境を改善し効率的な給食供給体制を目指して、ドライシステム化した調理場に整備していくものであります。

取得予定地は、交通アクセスがよく、給食を配送する上で便利な位置にあり、法令による土地利用等の制限もございません。今回取得予定の土地は、2筆で所有者2名から取得するものであります。合計面積が6,197.66平方メートル、取得予定価格は1億845万9,050円となります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます、提案の説明といたします。

○議長（高久武男君） 説明が終わりました。

本案について質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第49号については、原案のとおり決することと異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

—————◇—————

◎議案第52号～議案第62号の

上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高久武男君） 次に、お諮りいたします。

日程第25、議案第52号 那須地区広域行政事務組合規約の変更についてから日程第35、議案第62号 栃木県市町村総合事務組合の設立についてまでの11件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第52号から議案第62号までの11件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

助役。

○助役（坪山和郎君） それでは、日程第25、議案第52号から日程第35、議案第62号まで一括して提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第52号 那須地区広域行政事務組合規約の変更について、ご説明を申し上げます。

本案は、那須地区広域行政事務組合において、市町村の合併による構成市町村の数の減少に伴い、組合議員の定数の見直しを行い、組合規約を変更して議員の定数を14人から9人とし、その構成を

大田原市3人、那須塩原市3人、那須町3人とすることについて、関係市町と協議を進めるため、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第53号 黒磯那須消防組規約の変更について、提案のご説明を申し上げます。

本案は、地方公共団体における行政改革が求められる中、黒磯那須消防組合において組合議員の定数の見直しを行い、組規約を変更して議員の定数を16名から8名とし、その構成を那須塩原市4名、那須町4名とすることについて、関係市町の協議を進めるため、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第54号 大田原地区広域消防組合を組織する地方公共団体の数の減少及び大田原地区広域消防組規約の変更について、提案のご説明を申し上げます。

本案は、大田原地区広域消防組合において、市町村の合併による構成市町村の数の減少に伴い、組合議員の定数の見直しを行い、組規約を変更して議員の定数を15名から8名とし、その構成を大田原市4名、那須塩原市4名とすることについて、関係市と協議を進めるため、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第55号 黒磯那須公設地方卸売市場事務組規約の変更について、提案のご説明を申し上げます。

本案は、地方公共団体における行政改革が求められる中、黒磯那須公設地方卸売市場事務組合において組合議員の定数を見直し、組規約を変更して議員の定数を14人から8人とし、その構成を那須塩原市4人、那須町4人とすることについて、関係市町と協議を進めるため、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第56号 栃木県市町村消防災害補償

等組合の解散について、提案のご説明を申し上げます。

本案は、平成18年4月1日から栃木県市町村総合事務組合を設立し、同組合において栃木県市町村消防災害補償等組合で処理していた事務を共同処理することから、この3月31日をもって栃木県市町村消防災害補償等組合を解散することについて協議したいので、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第57号 栃木県市町村消防災害補償等組合の解散に伴う財産処分について、提案のご説明を申し上げます。

本案は、平成18年3月31日をもって、栃木県市町村消防災害補償等組合を解散することに伴う財産処分について協議したいので、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第58号 栃木県市町村職員退職手当組合の解散について、提案のご説明を申し上げます。

本案は、平成18年4月1日から栃木県市町村総合事務組合を設立し、同組合において市職員の退職手当支給に係る事務を共同処理することから、この3月31日をもって栃木県市町村職員退職手当組合を解散することについて協議したいので、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第59号 栃木県市町村職員退職手当組合の解散に伴う財産処分について、提案のご説明を申し上げます。

本案は、平成18年3月31日をもって栃木県市町村職員退職手当組合を解散することに伴う財産処分について協議したいので、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第60号 栃木県自治会館管理組合の解散について、提案のご説明を申し上げます。

本案は、平成18年4月1日から栃木県市町村総合事務組合を設立し、同組合において栃木県自治会館の設置、管理及び運営に係る事務を共同処理することから、この3月31日をもって栃木県自治会館管理組合を解散することについて協議したいので、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第61号 栃木県自治会館管理組合の解散に伴う財産処分について、提案のご説明を申し上げます。

本案は、平成18年3月31日をもって栃木県自治会館管理組合を解散することに伴う財産処分について協議したいので、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第62号 栃木県市町村総合事務組合の設立について、提案のご説明を申し上げます。

本案は、これまで栃木県市町村消防災害補償等組合、栃木県市町村職員退職手当組合及び栃木県自治会館管理組合において、それぞれ共同処理していた事務及び市議会の議員の公務災害補償に係る事務を共同処理するため、平成18年4月1日から栃木県市町村総合事務組合を設立することについて協議したいので、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

以上11件につきまして、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高久武男君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

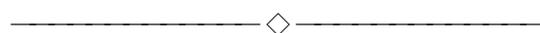
これより採決をいたします。

議案第52号から議案第62号までの11件については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第28号～議案第32号の

上程、説明

○議長（高久武男君） 次に、お諮りいたします。

日程第36、議案第28号 那須塩原市国民保護協議会条例の制定についてから日程第40、議案第32号 那須塩原市温泉公園条例の制定についてまでの5件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第28号から議案第32号までの5件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） 議案第28号から議案第32号までの5件を一括してご説明を申し上げます。

初めに、議案第28号 那須塩原市国民保護協議会条例及び議案第29号 那須塩原市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例について、提

案の説明を申し上げます。

議案第28号は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」で市町村に策定が義務づけられました「市町村国民保護計画」を審議するため、同法に基づく国民保護協議会の設置について条例で規定するものであります。

また、議案第29号につきましても、武力攻撃事態等が起きた場合に、市民等の生命、財産を保護するため、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」で設置が義務づけられました国民保護対策本部と緊急対処事態対策本部について、条例で規定するものであります。

次に、議案第30号 那須塩原市障害者自立支援審査会の委員の定数等を定める条例の制定について、提案の説明を申し上げます。

本案は、平成18年4月から障害者自立支援法が施行されることにより設置が義務づけられました障害者自立支援審査会について、その委員の定数を条例で定めるものであります。

次に、議案第31号 那須塩原市堆肥センター条例の制定について、提案の説明を申し上げます。

本案は、平成15年から国庫補助を受けまして、関谷の日の出地区に整備をしておりました牛ふん尿と生ごみの堆肥化施設の完成に伴いまして、その施設の設置と管理運営等について条例を制定するものであります。

本施設は、有機資源であります牛ふん尿及び生ごみを堆肥化し、有機肥料として有効利用することにより、畜産環境保全を初め、土づくりを基本とした環境保全型農業及び資源循環型社会の形成を推進し、本市の酪農振興を図るため設置するものであります。

また、稼働時期等については、平成18年4月から利用許可申請の受付業務等を開始し、機械等の試験稼働を実施してから本格的な稼働をしま

ります。

次に、議案第32号 那須塩原市温泉公園条例の制定について、提案の説明を申し上げます。

本案は、塩原温泉地内に平成18年7月から開園を予定して整備を進めております温泉公園につきまして、当該施設の設置と管理運営の方法等について条例を制定するものであります。

本施設は、地域資源である温泉や開湯1,200年の歴史性を生かし、いやしの場を提供する施設で、「感じる温泉街」を目指すとともに、特色ある観光地、温泉街づくりを行い、観光の振興と地域の活性化に寄与するため設置するものであります。

なお、7月の開園までに施設の周知を図るとともに、必要な人員の確保や備品等の準備を行うため、今回提案するものであります。

以上、5件につきまして、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます、提案の説明といたします。

○議長（高久武男君） 説明が終わりました。



◎議案第33号～議案第42号の

上程、説明

○議長（高久武男君） 次に、お諮りいたします。

日程第41、議案第33号 地方自治法改正に伴う関係条例の整備等についてから日程第50、議案第42号 那須塩原市介護保険条例の一部改正についてまでの10件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第33号から議案第42号までの10件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

助役。

○助役（坪山和郎君） それでは、日程第41、議案第33号から日程第50、議案第42号までを一括して提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第33号 地方自治法改正に伴う関係条例の整備等について、ご説明を申し上げます。

本案は、地方自治法の一部を改正する法律が施行され、平成18年9月1日からすべての「公の施設」が直営または指定管理者制度により運営することとなるため、直営とする市の9つの「公の施設」の設置条例から「管理の委託」の規定を一括して削除するものであります。

なお、那須塩原市塩原保健福祉センター条例につきましては、現在施行されております条例の表現について、現状に合わせて整理するものであります。

次に、議案第34号 那須塩原市防災会議条例の一部改正について、提案のご説明を申し上げます。

本案は、本市の防災会議に従来の委員に加えて「市長が必要と認める者」を出席させるため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第35号 那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、提案のご説明を申し上げます。

本案は、議案第28号、議案第30号及び議案第32号でご提案いたしております条例に関連いたしまして、国民保護協議会委員、障害者自立支援審査会委員及び塩原温泉湯っ歩の里副所長について、それぞれの報酬額を定めるため条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第36号 那須塩原市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について、提案のご説明を申し上げます。

本案は、平成18年4月から栃木縣市町村総合事

務組合において、議会議員の公務災害補償等に係る事務を共同処理すること及び身体障害者福祉法の改正により、「身体障害者療養施設」が「障害者支援施設」に改められたことに伴い、関係条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第37号 那須塩原市職員互助会条例の一部改正について、提案のご説明を申し上げます。

本案は、平成18年度以降、市の求めに応じ国・県から派遣された者または関係団体から研修のため派遣された者が市の業務に従事した場合に、その職員の互助会への加入を認めるため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第38号 那須塩原市福祉事務所設置条例の一部改正について、提案のご説明を申し上げます。

本案は、福祉事務所の所管事務に障害者自立支援法に関する事務を加えるため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第39号 那須塩原市乳幼児医療費助成に関する条例の一部改正について、ご説明を申し上げます。

本案は、平成18年4月1日から乳幼児医療費助成の対象年齢を6歳から9歳に引き上げ、3歳未満の子供について現物給付方式を導入し、3歳から9歳の子供については償還払いとするものであります。ただし、7歳から9歳の子供については、一部を自己負担とするものであります。さらに国民健康保険法に規定する住所地主義の特例の適用を受ける者については、保険者である市町村の助成対象者とするため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第40号 那須塩原市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について、ご説明を申し上げます。

本案は、平成18年4月1日から国民健康保険法に規定する住所地主義の特例の適用を受ける者については、保険者である市町村の助成対象者とするため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第41号 那須塩原市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部改正について、ご説明を申し上げます。

本案は、平成18年4月1日から国民健康保険法に規定する住所地主義の特例の適用を受ける者については、保険者である市町村の助成対象者とするため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第42号 那須塩原市介護保険条例の一部改正について、提案のご説明を申し上げます。

本案は、介護保険法の改正に伴い、これを踏まえた第3期介護保険事業計画に基づいて市が行う介護保険事業の運営上、必要となる事項について規定するため、条例の一部を改正するものであります。

介護保険制度は、明るく、活力ある高齢社会を目指して、介護予防サービスの強化を柱とする改正が行われました。これにより、地域介護の中核拠点として、高齢者等を総合的に支援する地域包括支援センターの設置運営のほか、将来介護が必要となるおそれのある高齢者を対象に、市が独自に実施する地域支援事業、さらには住みなれた地域の小規模な施設において、さまざまな介護サービスが受けられる地域密着型サービスなどが創設され、これを提供する事業者の指定や指導・監督を市が行うこととなります。また、介護保険料につきましては、介護保険制度の改正を踏まえ、介護保険運営協議会の答申の基づき、平成18年度から20年度までの3年間に受ける介護保険財政の均衡を勘案して改定するものであります。

以上、10件につきましてよろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高久武男君） 説明が終わりました。



◎議案第43号～議案第47号の

上程、説明

○議長（高久武男君） 次に、お諮りいたします。

日程第51、議案第43号 那須塩原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例の一部改正についてから日程第55、議案第47号 那須塩原市生涯スポーツセンター条例の廃止についてまでの5件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第43号から議案第47号までの5件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

助役。

○助役（坪山和郎君） それでは、日程第51、議案第43号から日程第55、議案第47号まで一括して提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第43号 那須塩原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

本案は、「栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例」の改正条例が平成18年7月1日に施行されることから、県の条例の改正にあわせて、関連します市の条例についても所要の改正を行うものであります。

次に、議案第44号 那須塩原市都市公園条例の一部改正について、提案のご説明を申し上げます。

本案は、整備を進めております都市計画公園「太夫塚公園」につきまして、平成18年度に施設

の一部の供用を開始するとともに、その管理等を教育委員会へ委任するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第45号 那須塩原市商工振興協議会条例の一部改正について、提案のご説明を申し上げます。

本案は、組織機構の見直しに伴い、那須塩原市商工振興協議会の庶務を処理する部署の名称が「黒磯支所商工観光担当課」から「産業観光部商工観光課」に変更されるため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第46号 那須塩原市公民館条例及び那須塩原市図書館条例の一部改正について、提案のご説明を申し上げます。

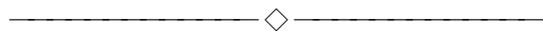
本案は、整備を進めております東那須野公民館の新築工事が間もなく完了し、平成18年4月から供用開始となることに伴い、東那須野公民館及び東那須野公民館内に設置している図書館分室の位置を新たな位置に改める必要がありますことから、関係する条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第47号 那須塩原市生涯スポーツセンター条例の廃止について、提案のご説明を申し上げます。

本案は、組織機構の見直しに伴い、生涯スポーツセンターの業務が平成18年度からスポーツ振興課及び黒磯、塩原両支局の教育課に新たに設置されますスポーツ振興係に移ることとなるため、当該条例を廃止するものであります。

以上、5件につきましてよろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高久武男君） 説明が終わりました。



◎議案第1号の上程、説明

○議長（高久武男君） 次に、日程第56、議案第1号 平成18年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） 議案第1号 平成18年度那須塩原市一般会計予算について、提案の説明を申し上げます。

平成17年度の当初予算は、新市としての実質的な最初の予算ということから、種まき、芽吹きという考え方で計画策定に関する予算などの計上に努めてまいりました。

平成18年度の予算につきましては、まちづくりや予算編成の指針となる総合計画が策定の途上にあることから、平成17年度同様、新市建設計画を着実に実行すること、現在策定中の行政改革大綱及び集中行財政改革プランを履行すること、既に着手している継続事業の早期完成に努めること、平成17年度予算で計画策定をした事業の具現化を図ること、子供の安全対策や耐震対策など当面の懸案事項を解決することを目指し、住民の満足度を高めるためのキーワードとして、安心・安全を掲げ、新たに芽吹いた芽を育成するための予算とすることを基本に、施設修繕費などを前倒し計上した平成17年度3月補正予算とあわせて、「安心・安全13か月予算」として編成したものです。

これを踏まえて、策定した平成18年度一般会計当初予算は、平成17年度当初予算と比較し9.9%増の405億円であります。

この大きな伸びとなりました主な要因につきましては、黒磯地区における（仮称）黒磯インター整備関連事業で3億4,098万9,000円、また、那須塩原駅北土地地区画整理事業で4億4,803万円を計上するほか、西那須野地区ではまちづくり交付金

事業で10億2,805万円、（仮称）三島学校給食共同調理場改築事業では3億7,882万3,000円を計上します。また、塩原地区においては、塩原支所新築事業で6億2,666万6,000円を計上するなど、いずれも合併前の旧市町時代に計画を策定した事業が、建物の建設など本格的な対応の時期を迎えることによるものであります。

このほか事業の実施主体は、那須地区広域行政事務組合となりますが、ごみ処理施設整備事業の負担金として17億9,583万7,000円を計上することなども予算額を押し上げる大きな要因となっております。

平成18年度に新たに対応する事業や拡大・拡充する事業につきましては、まず、子供や地域の安全対策として、地域における自主的防犯活動を実践する団体を支援する「地域防犯活動支援補助金」を創設するほか、学校における安全対策では、中学校区におけるスクールガードリーダーを配置し、各小学校のスクールガードと連携をして登下校の安全対策などに努めます。また、小学校入学児童全員に防犯ブザーを配布するほか、門扉やフェンスの設置を3月に前倒しで実施することなどで校内の安全対策の向上を図ります。

次に、新たな対応としては、市民と行政が一体となり、地域の課題を討議・解決する場として、また協働のまちづくりの実践する場として公民館区を基準に車座談義を開催します。

防災対策の推進では、防災マップの作成や地域において自主的に防災活動を実践する団体の活動を支援するため、「地域防災活動支援補助金」を交付し、地域における自主防災団体の立ち上げや地域防災パトロールの実施など、安全な地域づくりを促進します。

次に、地域福祉対策では、4月から施行されます障害者自立支援法に基づく自立支援法事業の推

進を初め、シルバー人材センター事業所エリアの見直しを前提として、西地区高齢者能力活用センターの整備に着手いたします。また、母子福祉対策としては、母子家庭の母の就業支援・自立のための教育訓練給付金制度の設置やDV被害に関する民間機関であるウイメンズハウスとちぎに対する支援も行います。

保健・医療サービスの充実では、3か所の保健センターに自動体外式除細動器を整備し、定期的な講習を実施するほか、市主催のスポーツ大会やイベントなどに携行して不測の事態に備えることとします。

また、子供医療費の助成につきましては、ゼロ歳から3歳未満児までは現物給付、3歳から9歳までは償還払いの対応となりますが、1レセプト500円の自己負担につきましては7歳から9歳とします。

次に、火葬場使用料支援補助金であります。これは、現在市民の皆さんが黒磯那須火葬場、または大田原市火葬場を使用するときに住所により使用料に格差が生じています。このため、その格差を解消するため補助金の交付を行うものであります。

続きまして、環境の向上では環境の保全と創造に関する施策を総合的、計画的に推進するため、環境基本計画の策定に着手するほか、ごみの減量化や分別収集の区分、家庭系ごみの有料化、リサイクル等について検討し、社会問題となっているごみの減量化とリサイクルについて、市民ぐるみで実践するため一般廃棄物処理に関する計画も策定する予定であります。

また、安全に暮らせる環境の整備としては、西那須野駅構内のバリアフリー化推進のため、駅構内のホームのエレベーター設置を支援するほか、栃木県の人にやさしいまちづくり事業を活用し、

西那須野駅東口広場にエレベーターを設置する交通バリアフリー事業も実施します。

次に、学校教育の充実で市内25小学校、10中学校において、分離や統合を含め市全体の学校の配置や学区のあり方について検討する小中学校通学区審議会を設置するほか、教師の指導力アップや学校の活性化を目指し、大学教授などに学校での直接指導をいただく学力向上連携事業を実施します。

一方、施設整備では平成17年度に実施した耐震化優先度調査の結果を踏まえ、優先度の高い順から小中学校の校舎や体育館の耐力度調査や第2次耐震診断を行います。老朽化の著しい西那須野学校給食共同調理場は、（仮称）三島学校給食共同調理場改築事業として、平成20年4月の供用開始に向けて本体工事に着手する予定であります。

さらに、スポーツ・レクリエーションの推進では、地域連帯感の向上等を目指し、市体育協会専門部が主催する市民のスポーツ大会に市長杯を提供する交流促進事業や市民参加型的那須塩原市マラソン大会開催に関する予算も計上しています。

このほか開湯1200年を迎える塩原温泉を全国にアピールするため、実行委員会が実施する記念事業やイベント、PR活動などに対する支援や道整備交付金事業、また、にぎわいのある中心市街地の形成を目指し、西那須野地区の商業拠点である西大和地区の再開発事業を促進する市街地再開発事業などについても、拡大・拡充するための予算計上を行ったものであります。

合併後、1年が経過したところで、新市としての一体感や新市に対する愛着という点では、まだまだこれからという面があるかと思っておりますが、平成18年度の予算は、ここに住んでよかったという住民満足度を高めることを目指して、これなら安心できるという事業をできる限り計上して

いきたいところであります。「安全で安心して暮らせる快適な那須塩原市」を実現すべく、より一層の努力をしてみたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思っております。

なお、歳入歳出予算の具体的な内容につきましては、配付してございます議案資料や予算執行計画書等をごらんいただきたいと思っております。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます、提案の説明といたします。

○議長（高久武男君） 説明が終わりました。



◎議案第2号～議案第4号の上程、

説明

○議長（高久武男君） 次に、お諮りをいたします。

日程第57、議案第2号 平成18年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算から日程第59、議案第4号 平成18年度那須塩原市介護保険特別会計予算までの3件を一括議題といたしたいと思っておりますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号から議案第4号までの3件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

助役。

○助役（坪山和郎君） それでは、日程第57、議案第2号から日程第59、議案第4号まで一括して提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第2号 平成18年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算について、ご説明を申し上げます。

国民健康保険は、医療保険制度の中核として極めて重要な役割を担い、地域住民の医療の確保と

健康の保持増進に大きく寄与してきたところであり、しかしながら、国保の置かれている現状は、急速な高齢化の進行や疾病構造の変化、さらには医療技術の高度化等に伴う大幅な保険給付費の増加に加え、低所得者を多く抱えるなどの構造的な問題を有しております。また、急速な景気回復が見込めない現下の経済情勢を考慮しますと、今後も厳しい財政運営が続くものと考えられます。

このような中にありまして、平成18年度予算は、前期高齢者の増加や那須塩原市全体の経済動向等を勘案して編成したものであります。

まず、歳入については、1款国民健康保険税に介護納付金分を含めて47億6,082万6,000円を計上いたしました。これは、前年度比で3.6%の増となっておりますが、地域税法の改正に伴う収入額の増を見込んだものであります。

次に、3款国庫支出金は、国における三位一体改革によります都道府県への財源移譲により、対前年度比で6.1%減の32億8,023万3,000円を計上いたします。

また、4款療養給付等交付金には、前年度比で7.4%減の13億5,624万円を計上いたしますが、これは、平成17年度において退職被保険者等の医療給付費の伸びが緩やかになってきていることによるものであります。

一方、5款県支出金は4億9,999万6,000円の計上で、前年度に比べて39.6%の大幅増を見ておりますが、これは、前に述べました国の三位一体改革関連により、平成17年度から導入された県財政調整交付金の交付割合が2%増加することによるものであります。

このほか6款共同事業交付金に1億7,204万3,000円を、8款繰入金には6億6,219万7,000円を、また、9款繰越金には1億2,387万2,000円を計上いたします。

一方、歳出につきましては、予算総額の67.1%を占める2款保険給付費に、前年度比で0.4%減の72億9,410万9,000円を計上いたしますが、これは被保険者数が見込みよりも伸びず、医療費の増加率が鈍化したことによるものであります。

ほかに主なものといたしまして、3款老人保健拠出金に19億5,833万6,000円を、また、4款介護納付金には介護保険利用の増加に伴う伸びを23%と見込み、9億2,375万4,000円をそれぞれ計上するものであります。

このほか5款共同事業拠出金には2億3,753万5,000円、また6款保険事業費には3,242万2,000円を計上いたします。

これらにより、歳入歳出予算総額は、対前年度比0.5%増の108億7,211万9,000円となります。

以上、平成18年度当初予算は前年度と同規模の予算編成となりましたが、前期高齢者の段階的増加が続く平成19年度までは保険給付費の増加が見込まれることから、収納率の向上を初めとする財源の確保はもとより、健康の保持・増進、医療費の適正化など、できる限り歳出の抑制にも努めてまいります。

次に、議案第3号 平成18年度那須塩原市老人保健特別会計予算について、ご説明を申し上げます。

我が国の各種医療保険が危機的状況にある要因は、急速な高齢化に伴う医療費の増大にあると言われております。国においては、当面の財政安定化を図る目的で、平成14年10月に老人保健法等の改正を行い、老人医療制度対象年齢と公費負担割合を5年間で段階的に引き上げることとし、さらに老人保健制度の抜本的な改革を検討しており、平成20年度には新たな後期高齢者医療制度が導入される見込みであります。

これらを踏まえ、本市における老人医療対象者

は、平成19年度まで毎年500人程度の減少を見込んでおります。しかしながら、医療技術の高度化や核家族化の進行等による社会的環境の変化により、入院費等が増大する現状にあることから、1人当たり医療費は増加し、本来減少すべき医療諸費は増加の一途をたどっております。また、公費負担割合の引き上げで一般会計の負担はさらに高くなってきております。

平成18年度の予算は、歳出の主なものとして、総額の99.3%を占める2款医療諸費に対前年度比で6.1%増の70億4,474万5,000円を計上いたします。これは、1人当たり医療費の増加を見込んだものであります。

これに対する歳入は、1款支払基金交付金に前年度比で1.3%減の38億6,410万1,000円を、2款国庫支出金には21億2,180万3,000円を、3款県支出金には5億2,969万1,000円を、また、4款繰入金には対前年度比で18.2%増の5億7,582万5,000円を計上いたします。1款支払基金交付金の減に対し他の歳入が増加しているのは、公費負担割合の段階的引き上げによる影響であります。

これによりまして、予算総額は、歳入歳出それぞれ前年度比で6%増の70億9,392万4,000円となります。

次に、議案第4号 平成18年度那須塩原市介護保険特別会計予算について、ご説明を申し上げます。

介護保険制度は、要介護状態の予防・改善を重視した予防重視型システムへの転換を柱とする大幅な見直しが行われました。これを踏まえて、第3期介護保険事業計画を策定し、これに基づく事業運営を行うための予算を計上するものであります。

歳入の主なものは、1款保険料に65歳以上の高齢者からの第1号被保険者保険料として8億

4,040万4,000円を計上、4款支払基金交付金には、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料で13億6,083万7,000円計上し、そのほか公費負担分として、3款国庫支出金に11億1,346万8,000円を計上するほか、5款県支出金に5億6,197万4,000円、7款繰入金には、介護給付費及び事務費に対する一般会計からの繰り入れ分と財政調整基金からの繰り入れ分など7億3,958万8,000円を計上いたします。

一方の歳出は、1款総務費に職員人件費や保険料賦課徴収費、要介護認定に要する費用などで1億5,291万6,000円を計上、2款保険給付費には、新たに、住みなれた地域の小規模な施設においてさまざまなサービスが受けられる地域密着型サービスや、軽度者を対象とする介護予防サービスなどの給付費で43億6,798万9,000円を計上、3款地域支援事業費は、新たな予算項目として、将来介護が必要となるおそれのある高齢者を対象に、市が独自に実施することとなった介護予防事業や地域介護の中核拠点として高齢者等を総合的に支援する地域包括支援センター運営に要する経費などで8,724万8,000円を計上いたします。

これらにより、予算総額は、歳入歳出それぞれ前年度比較で5億5,839万5,000円増の46億1,629万3,000円とするものであります。

以上、3件につきましてよろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高久武男君） 説明が終わりました。

—————◇—————

◎議案第5号～議案第7号の上程、

説明

○議長（高久武男君） 次に、お諮りいたします。

日程第60、議案第5号 平成18年度那須塩原市

板室本村簡易水道事業特別会計予算から日程第62、議案第7号 平成18年度那須塩原市西塩簡易水道事業特別会計予算までの3件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号から議案第7号までの3件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） 議案第5号から議案第7号までの3件を一括してご説明を申し上げます。

初めに、議案第5号 平成18年度那須塩原市板室本村簡易水道事業特別会計予算について、提案の説明を申し上げます。

平成18年度の歳入につきましては、過去の実績等を勘案しまして、年間の有収水量2万8,200立方メートルとし、料金収入等で409万2,000円を計上したほか、一般会計繰入金96万2,000円、繰越金、諸収入等で10万3,000円を計上し、歳入総額を515万8,000円といたします。

一方、歳出につきましては、水道事業費に465万8,000円を計上し、その主なものは人件費で362万6,000円、水質検査等の委託料で50万1,000円、徴収事務費で8万3,000円とするほか、予備費には50万円を計上いたします。

これらにより、予算総額を歳入歳出それぞれ515万8,000円とするものであります。

次に、議案第6号 平成18年度那須塩原市板室温泉簡易水道事業特別会計予算について、提案の説明を申し上げます。

平成18年度の歳入につきましては、当給水区域が観光地で旅館業の利用者が多いことから、水道使用料は来客数に影響される懸念はありますが、

過去の実績等を勘案して、年間の有収水量を7万1,000立方メートルとし、料金収入等で845万2,000円を計上、そのほか財産収入で4,000円、繰越金、諸収入で30万3,000円等を計上し、収入総額を876万1,000円といたします。

一方、歳出につきましては、水道事業費に487万7,000円を計上し、その主なものは人件費として412万6,000円、水質検査等の委託料として43万1,000円、徴収事務費で9万2,000円などでありませ

す。このほか基金積立金として338万4,000円、予備費で50万円を計上いたします。

これにより、予算総額を歳入歳出それぞれ876万1,000円とするものであります。

次に、議案第7号 平成18年度那須塩原市西塩簡易水道事業特別会計予算について、提案の説明を申し上げます。

平成18年度の歳入につきましては、過去の実績等を勘案いたしまして、年間の有収水量を27万2,592立方メートルとし、2款水道事業収入に料金収入として加入金等で2,455万3,000円を計上いたします。

また、老朽管更新に伴う施設設備費の財源として、7款市債に簡易水道事業債で7,920万円を計上いたします。

さらに、1款分担金及び負担金に水道事業負担金として消火栓設置工事負担金等で150万1,000円、4款繰入金に基金及び一般会計からの繰入金で1,990万5,000円を計上するほか、5款繰越金、6款諸収入等を計上いたしております。

一方、歳出につきましては、1款水道事業費に一般管理費、徴収費、施設管理費及び施設整備費で1億1,904万4,000円を計上いたします。

また、3款公債費に簡易水道事業債償還金の581万7,000円を計上いたします。

これにより、予算総額を歳入歳出それぞれ1億2,546万6,000円とするものであります。

以上、3件につきましてよろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます、提案の説明といたします。

○議長（高久武男君） 説明が終わりました。



◎議案第8号～議案第13号の上 程、説明

○議長（高久武男君） 次に、お諮りいたします。

日程第63、議案第8号 平成18年度那須塩原市下水道事業特別会計予算から日程第68、議案第13号 平成18年度那須塩原市墓地事業特別会計予算までの6件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号から議案第13号までの6件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

助役。

○助役（坪山和郎君） それでは、日程第63、議案第8号から日程第68、議案第13号まで一括して提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第8号 平成18年度那須塩原市下水道事業特別会計予算について、ご説明を申し上げます。

平成18年度の下水道事業特別会計予算は、新市建設計画を基本に、重点事業の精査により事務事業の効率化を目指し、通年下水道事業特別会計を編成したものであります。

予算総額は、歳入歳出とも36億8,442万4,000円であり、平成17年度当初予算計上額40億4,952万

5,000円に比較し、3億6,510万1,000円、率にして9%の減となるものであります。

歳出は、1款下水道管理費において、人件費、総務事務費、水処理センターの維持管理、管渠管理費の増を見込みましたが、水洗化促進費、水処理センター施設整備費の減により、平成17年度より2,329万8,000円減の6億1,499万4,000円を計上いたします。

2款下水道建設費には、汚水で上厚崎、三区町、接骨木等の面整備を重点に、雨水では西那須野地区市街地の浸水対策のための雨水管整備を進めますが、国庫補助対象事業の減により、昨年度に比較し3億2,232万8,000円減の9億3,440万1,000円、3款流域下水道費については、栃木県流域下水道建設費の減等に伴い市町村負担金が減ったため、昨年より2,522万1,000円減の1億9,565万5,000円を計上しております。

4款公債費では、元金の償還増により574万6,000円増の19億3,637万4,000円を計上し、5款予備費においては昨年と同額を計上いたします。

一方、歳入は、1款分担金及び負担金で受益者負担金賦課免責の減のため、平成17年度より279万6,000円減の4,077万1,000円を計上、2款使用料及び手数料では、接続件数は伸びているものの一般家庭やホテル等における節水のため使用料が伸びず、昨年より150万1,000円減の8億4,406万1,000円を見込んでおります。

3款国庫支出金は、補助事業の減により1億8,798万6,000円減の2億8,835万円、7款市債でも建設費の減により、2億3,210万円減の5億8,500万円を計上いたします。

5款繰越金、6款諸収入においては、昨年とほぼ同額を計上し、歳入歳出を同額とするよう一般会計からの繰入金として19億1,723万9,000円を計上いたします。

これらにより、予算総額を歳入歳出それぞれ36億8,442万4,000円とするものであります。

次に、議案第9号 平成18年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計予算について、ご説明を申し上げます。

平成18年度の予算は、歳入歳出それぞれ8,179万4,000円を計上し、対前年度比では8.6%の増となります。

増額の主な理由は、事業の起債償還元金が増額したことによるものであります。

歳出の事業費では、1款管理費において南赤田地区、東部地区の業務手数料、業務委託料、光熱水費等で対前年度比6.8%減の総額2,812万8,000円を計上するものであります。

また、2款公債費では元金償還分と利子償還分を南赤田地区、東部地区分として対前年度比18.2%増の総額5,316万6,000円を計上するものであります。

一方、歳入では1款分担金及び負担金に431万4,000円、2款使用料及び手数料に1,999万5,000円、4款繰越金に20万円、5款諸収入に20万2,000円をそれぞれ計上しておりますが、なおも財源が不足することから、3款繰入金に一般会計からの繰入金5,708万3,000円を計上、繰入額は対前年度比較で増となります。

次に、議案第10号 平成18年度那須塩原市土地区画整理事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

本会計は、保留地処分金及び一般会計からの繰入金等の事業収入を財源として、区画整理事業を実施しております。

歳入では、事業収入で保留地処分金62万円、一般会計からの繰入金870万1,000円のほか、市債として地域開発事業債の借入金2億5,760万円などを計上いたします。

一方、歳出では、1款区画整理事業費に2億6,218万6,000円を計上いたしますが、工事請負費、物件移転補償金及び委託料等が主なものであります。

2款公債費には、起債の償還利子473万7,000円を計上いたします。

これらにより、予算総額は、歳入歳出それぞれ2億6,692万3,000円となります。

次に、議案第11号 平成18年度那須塩原市公共用地先行取得事業特別会計予算について、ご説明を申し上げます。

この会計は、事業用地の先行取得を行うことで公共事業の円滑で効率的な執行を図ることを目的として設置したもので、18年度は新たな用地取得に関する予算の計上はなく、過去に取得した事業用地の償還金を計上したものであります。

歳出は、2款公債費に5,597万9,000円を計上し、平成7年度取得の黒磯駅西口駅前広場周辺整備事業用地及び文化会館駐車場用地、平成13年度に取得した保健福祉施設用地、そして平成14年度取得の市道松浦町稲村線用地について、元金と利子の償還を行うものであります。

なお、この財源につきましては、全額、一般会計からの繰入金により措置するものであります。

また、平成18年度は、平成7年度取得の黒磯駅西口駅前広場周辺整備事業用地と文化会館駐車場用地の償還が前期分の償還金の支払いで完了する予定であります。このため、公債費の対前年度比較では、率にして37.8%、金額で3,399万4,000円の減少を見込んだところであります。

次に、議案第12号 平成18年度那須塩原市温泉事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

平成18年度那須塩原市温泉事業特別会計は、歳入歳出それぞれ5,511万5,000円を計上するものであります。

対前年度比では3.3%の増となります。増額の主な理由としては、市営温泉事業における大口加入による温泉使用料の増によるものであります。

歳出の主なものは、1款温泉事業管理費において、市営温泉事業、上・中塩原温泉管理事業の施設修繕料、業務委託料、光熱水費、備品購入費、施設整備基金積立金等で、対前年度比1.7%増の総額5,325万円を計上するものであります。

また、2款温泉事業建設費については、設計業務委託料等に86万5,000円を計上するものであります。

一方、歳入の主なものは、2款事業収入の5,508万8,000円で、対前年度比3.3%増となり、総額で5,511万5,000円を計上するものであります。

次に、議案第13号 平成18年度那須塩原市墓地事業特別会計予算について、ご説明を申し上げます。

本会計につきましては、今後も引き続き予想される墓地需要にこたえるため、赤田霊園及び塩原さくら公園墓地の適正な管理を行うための経費であります。

まず、歳入の主なものは事業収入として、永代使用料120万円及び管理手数料118万9,000円で合計238万9,000円、一般会計繰入金で2,542万1,000円、17年度予算の繰越金310万円などで、歳入合計3,091万1,000円を計上いたします。

一方、歳出につきましては、事業費として388万1,000円、そのうち200万円は赤田霊園の需要増加に伴う増設のための測量設計業務委託料の計上であります。

また、公債費は元金2,500万2,000円、利子162万8,000円で合わせて2,663万円、さらに予備費として40万円を計上し、歳出合計は、歳入と同額の3,091万1,000円を計上いたします。

以上、6件につきましてよろしくご審議の上、

ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高久武男君） 説明が終わりました。

◇

◎議案第14号～議案第16号の

上程、説明

○議長（高久武男君） 次に、お諮りいたします。

日程第69、議案第14号 平成18年度那須塩原市黒磯水道事業会計予算から日程第71、議案第16号 平成18年度那須塩原市塩原水道事業会計予算までの3件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号から議案第16号までの3件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） 議案第14号から議案第16号までの3件を一括してご説明申し上げます。

初めに、議案第14号 平成18年度那須塩原市黒磯水道事業会計予算について、提案の説明を申し上げます。

地方公営企業法は、その年度の目標として業務の予定量並びにこれに関する収入及び支出の大綱を定めるよう規定しております。

平成18年度においては、この業務量を給水戸数2万750戸、年間総給水量595万立方メートル、1日平均給水量1万6,301立方メートル、主な建設改良事業5億6,441万3,000円と定め、予算を編成したものであります。

収益的収入につきましては、営業収益の主なものとして、給水収益10億5,315万円及び水道加入

金2,862万5,000円、消火栓維持管理費負担金538万5,000円等の収益を計上し、営業外収益の主なものとしては、下水道使用料賦課徴収事務委託料等の雑収益1,638万円等で、収入合計で11億1,276万9,000円を計上いたします。

一方、支出につきましては、営業費用の主なものとして職員給与費1億2,360万円、北那須水道受水費2億5,656万9,000円、上下水道料金関係業務委託料4,279万8,000円、配水管等漏水修理費4,000万円、浄水施設等の修繕費として649万7,000円、施設維持管理業務等の委託料として6,151万5,000円、減価償却費2億2,911万3,000円等で、合計9億1,133万9,000円を計上いたします。

また、営業外費用としては、企業債の支払い利息1億2,167万6,000円を計上し、支出の総額を10億4,822万1,000円とするものであります。

次に、資金的収入及び支出であります。収入は、老朽管更新事業等に係る企業債として4億5,700万円のほか、負担金2,651万5,000円、国庫補助金2,000万円等を計上し、資金的収入の総額を5億851万8,000円といたします。

支出につきましては、建設改良費として浄水設備費2億5,000万円、配水設備拡張費3億1,441万3,000円、量水器費194万7,000円、企業債償還金2億839万3,000円、さらに事業統合に係る基本計画策定のための開発費682万5,000円等を計上し、資金的支出の総額を7億8,258万4,000円とするものであります。

支出に対しまして収入が不足する額2億7,406万6,000円は、消費税及び地方消費税資金的収支調整額、当年度損益勘定留保資金、積立金により補てんいたします。

厳しい財政状況であります。公営企業法の原則である経済性の発揮と水の安定供給並びに事業の健全運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、議案第15号 平成18年度那須塩原市西那須野水道事業会計予算について、提案の説明を申し上げます。

地方公営企業法は、その年度の目標として、業務の予定量並びにこれに関する収入及び支出の大綱を定めるよう規定しております。

平成18年度においては、この業務量を給水戸数2万300戸、年間総給水量513万5,000立方メートル、1日平均給水量1万4,068立方メートル、主な建設改良事業4億4,538万7,000円と定め、予算を編成したものであります。

収益的収入につきましては、営業収益の主なものとして、給水収益9億7,359万4,000円及び水道加入金等の収益2,948万2,000円を計上し、営業外収益の主なものとしては、下水道使用料賦課徴収事務委託料等の雑収益1,070万1,000円で、収入総額は10億1,378万6,000円を計上いたします。

一方、支出においては、営業費用の主なものとして、北那須水道受水費3億2,897万5,000円、職員給与費6,510万9,000円、浄水場施設等の修繕費として2,070万円、老朽管更新に伴う切りかえ等の修繕費に7,404万6,000円、浄水場管理業務委託料3,982万8,000円、水道料金等徴収事務委託料2,737万円、減価償却費2億675万7,000円等を計上いたします。

また、営業外費用としては、企業債の支払い利息等で9,346万3,000円を計上し、支出の総額を9億4,542万6,000円とするものであります。

次に、資金的収入及び支出であります。収入は、企業債3億円のほか負担金225万円、補償金2,730万円等を計上し、資金的収入の総額を3億2,955万3,000円といたします。

支出につきましては、建設改良費の配水設備拡張費に4億4,538万7,000円、有形固定資産購入費1,575万円、量水器費119万2,000円、企業債償還

金1億4,563万5,000円、さらに事業統合に係る基本計画策定のための開発費682万5,000円等を計上し、資本的支出の総額を6億1,578万9,000円とするものであります。

支出に対しまして収入が不足額2億8,623万6,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額・当年度損失勘定留保資金・建設改良積立金により補てんいたします。

厳しい財政状況であります。公営企業法の原則である経済性の発揮と水の安定供給並びに事業の健全経営に努めてまいりたいと考えております。

次に、議案第16号 平成18年度那須塩原市塩原水道事業会計について、提案のご説明を申し上げます。

地方公営企業法は、その年度の目標として、業務の予定量並びにこれに関する収入及び支出の大綱を定めるよう規定しております。

平成18年度においては、業務の予定量を給水戸数2,723戸、年間総給水量183万立方メートル、1日平均給水量5,013立方メートル、主な建設改良事業9,858万8,000円と定め、予算を編成したものであります。

収入のうち上水道事業の営業収益については、給水量を125万9,000立方メートルとし、その給水収益1億7,529万円、消火栓維持管理費負担金等の収益112万5,000円を計上しました。

営業外収益の主なものは、下水道賦課徴収事務委託料で、雑収益に491万4,000円、企業職員のかかわる経費の一部として一般会計からの補助金90万7,000円等を計上するものであります。

簡易水道事業の営業収益については、給水量を57万1,000立方メートルとし、その給水収益8,565万4,000円、水道加入金等82万1,000円をその他営業収益に計上いたしました。

営業外収益の主なものは、簡易水道企業債償還

金利息の一部として一般会計からの補助金1,761万5,000円を計上し、収益的収入の総額を2億8,976万5,000円とするものであります。

一方、歳出においては、上水道事業の営業費用として原水及び浄水費1,831万1,000円、配水及び給水費2,165万円、総係費2,898万9,000円、減価償却費4,625万2,000円、その他営業費用414万2,000円を計上いたしますが、その主なものは、職員給与費2,862万8,000円、配水管等漏水修理費661万6,000円、浄水施設等の修繕費として111万5,000円等で、合計1億1,939万5,000円を計上するものであります。

また、営業外費用としては、企業債の支払い利息3,568万7,000円等を計上するものであります。

簡易水道事業の営業費用としては、原水及び浄水費5,500万7,000円、配水及び給水費1,833万円、減価償却費5,384万9,000円、その他営業費用72万3,000円を計上いたしますが、その主なものは、県営水道受水費4,563万1,000円、配水管等漏水修理費377万1,000円、浄水施設等の修繕費として100万円など、合計1億2,791万円を計上するものであります。

営業外費用としては、企業債の支払い利息3,133万4,000円等を計上いたします。

これらにより、支出合計3億1,566万7,000円を計上するものであります。

収入におきましては、上水道、簡易水道施設整備事業分の企業債として6,850万円、簡易水道事業債償還元金の一部として一般会計からの補助金2,838万円、上水道配水管移設補償金191万6,000円等を計上し、資本的収入の総額を9,880万1,000円とするものであります。

支出においては、建設改良費として浄水整備費763万7,000円、配水設備拡張費9,095万1,000円、固定資産購入費82万円、量水器費76万円、企業債

償還金8,862万4,000円、さらに事業統合に係る基本計画策定のための開発費682万5,000円等を計上し、資本的支出の総額を1億9,661万7,000円とするものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額9,781万6,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度損益勘定留保資金により補てんいたします。

厳しい財政状況ではありますが、公営企業法の原則である経済性の発揮と水の安定供給並びに事業の健全経営に努めてまいりたいと考えております。

以上、3件につきましてよろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げ、提案の説明といたします。

○議長（高久武男君） 説明が終わりました。

◇

◎議案第50号及び議案第51号
の上程、説明

○議長（高久武男君） 次に、お諮りいたします。

日程第72、議案第50号 訴えの提起について及び日程第73、議案第51号 市道路線の認定についての2件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第50号及び議案第51号の2件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

助役。

○助役（坪山和郎君） それでは、日程第72、議案第50号及び日程第73、議案第51号をあわせてご説明を申し上げます。

まず、議案第50号 訴えの提起について、ご説明を申し上げます。

本案は、市営住宅家賃滞納者訴訟要綱第5条の規定により、宇都宮地方裁判所大田原支部に対して、滞納家賃の支払い及び市営住宅の明け渡しの訴えを提起するため、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

家賃滞納者の一掃を図るとともに、社会的公正、法秩序の維持を図るために今後も継続的に対応してまいりたいと考えております。

次に、議案第51号 市道路線の認定について、ご説明を申し上げます。

本案は、1路線の市道認定につきまして、道路法の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

当該路線は、市土地開発指導要綱による開発道路を受け入れ、認定するものであります。

これにより、市道の総延長は1,225.1キロメートル、実延長は1,178.4キロメートル、市道路線の総数は2,284路線となります。

以上、あわせてよろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高久武男君） 説明が終わりました。

◇

◎散会の宣告

○議長（高久武男君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。

散会 午後 2時26分